

大阪地方裁判所 平成●●年（○○）第●●～●●号 法人税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国（泉大津税務署長）

平成21年2月26日却下・棄却・確定

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	石井 義人
同	村上 知子
同	安藤 誠一郎
同	林 健太郎
同補佐人税理士	疋田 実
同訴訟復代理人弁護士	石田 大輔
被告	国
同代表者	法務大臣 森 英介
処分行政庁	泉大津税務署長 弘田 六助
同指定代理人	網田 圭亮
同	新免 久弘
同	松山 佳弘
同	福田 ちひろ

主 文

- 1 原告の訴えのうち、泉大津税務署長が平成16年7月9日付けで原告に対してした平成14年9月1日から平成15年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち泉大津税務署長が平成13年9月1日から平成14年8月31日までの事業年度に係る事業税683万2900円を損金の額に算入した部分の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 平成●●年（○○）第●●号事件

泉大津税務署長が平成16年7月9日付けで原告に対してした平成12年9月1日から平成13年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分（ただし、平成20年10月6日付けの再更正処分により減額された後のもの）のうち総所得金額3262万7570円、納付すべき税額758万5900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（同日付けの過少申告加

算税再賦課決定処分により減額された後のもの)のうち22万5000円を超える部分をそれぞれ取り消す。

2 平成●●年(〇〇)第●●号事件

泉大津税務署長が平成16年7月9日付けで原告に対してした平成13年9月1日から平成14年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分(ただし、平成20年10月6日付けの再更正処分により減額された後のもの)のうち総所得金額3億2458万1595円、納付すべき税額8834万4500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(同日付けの過少申告加算税再賦課決定処分により減額された後のもの)をそれぞれ取り消す。

3 平成●●年(〇〇)第●●号事件

泉大津税務署長が平成16年7月9日付けで原告に対してした平成13年9月1日から平成14年8月31日までの課税期間の消費税に係る更正処分のうち納付すべき税額1億5115万2900円を超える部分及び同課税期間の地方消費税に係る更正処分のうち納付すべき税額3786万1300円を超える部分をそれぞれ取り消す。

4 平成●●年(〇〇)第●●号事件

泉大津税務署長が平成16年7月9日付けで原告に対してした平成14年9月1日から平成15年8月31日までの課税期間の消費税に係る更正処分のうち納付すべき税額1億1019万9900円を超える部分及び同課税期間の地方消費税に係る更正処分のうち納付すべき税額2755万0700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

5 平成●●年(〇〇)第●●号事件

泉大津税務署長が平成16年7月9日付けで原告に対してした平成14年9月1日から平成15年8月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち泉大津税務署長が平成13年9月1日から平成14年8月31日までの事業年度に係る事業税683万2900円を損金の額に算入した部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 概要

本件は、産業廃棄物処理業を営む原告が、法人税及び消費税の各更正処分の取消し等を求めている抗告訴訟である。

(1) 平成●●年(〇〇)第●●号及び第●●号事件

本件は、泉大津税務署長がした、原告の平成12年9月1日から平成13年8月31日まで、平成13年9月1日から平成14年8月31日までの各事業年度(以下、それぞれ「平成13年8月期」、「平成14年8月期」といい、両者を併せて「本件各事業年度」という。)の法人税の各更正処分(いずれも平成20年10月6日付けの再更正処分により減額された後のもの。以下、両者を併せて「本件各法人税更正処分」という。)について、産業廃棄物焼却施設に係る減価償却限度額を過少に算定したこと、リース物件を売買により取得したものと誤って認定し、支払リース料の損金算入を否認したことにより、所得を過大に認定した違法があるなどと主張する原告が、本件各法人税更正処分及びこれにより生じた増差税額に係る過少申告加算税の各賦課決定処分(いずれも平成20年10月6日付けの過少申告加算税再賦課決定処分により減額された後のもの。以下同じ。)の取消しを求めている事案である。

(2) 平成●●年(〇〇)第●●号及び第●●号事件

本件は、泉大津税務署長がした、原告の平成13年9月1日から平成14年8月31日まで、

平成14年9月1日から平成15年8月31日までの各課税期間（以下、それぞれ「平成14年8月課税期間」、「平成15年8月課税期間」といい、両者を併せて「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分（以下、両者を併せて「本件各消費税等更正処分」という。）について、リース物件を売買により取得したものと誤って認定し、支払リース料に係る消費税を課税仕入れに係る消費税額として控除できないものとしたことにより、課税標準を過大に認定した違法があるなどと主張する原告が、本件各消費税等更正処分及びこれにより生じた増差税額に係る過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求めている事案である。

(3) 平成●●年（○○）第●●号事件

本件は、泉大津税務署長がした、原告の平成14年9月1日から平成15年8月31日までの事業年度（以下「平成15年8月期」といい、他の事業年度も同じようにいう。）の法人税の更正処分（平成20年10月6日付けの再更正処分により翌期へ繰り越す欠損金額が増額された後のもの。以下「平成15年8月期更正処分」という。）について、所得の算定に当たり平成14年8月期に係る事業税を損金に算入したのは誤りで違法であるなどと主張する原告が、平成15年8月期更正処分の上記事業税を損金に算入した部分の取消しを求めている事案である。

2 法令等の定め

(1) 減価償却に関する規定

ア 法人税法2条23号は、減価償却資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいうとし、これを受けて同法施行令13条は、減価償却資産として、建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）（1号）、構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）（2号）、機械及び装置（3号）等を定めている。

イ 法人税法31条1項（平成19年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。なお、同項は、以下の限度では、平成13年法律第6号により実質的な改正はされていない。）は、内国法人が、各事業年度終了の時において有する減価償却資産につき、当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額のうち、その内国法人が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかった場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額（以下「普通償却限度額」という。）を、その償却費として当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することができることと定めている（以下、同項によってされる減価償却を「普通償却」という。）。

(2) 減価償却資産の耐用年数等に関する規定

ア 法人税法施行令56条（なお、同条は、以下の限度では、平成16年政令第101号及び平成19年政令第83号による実質的な改正はされていない。）は、減価償却資産の耐用年数は財務省令で定めるとし、これを受けた減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。なお、以下で「別表第一」のようにいうときは同省令の別表をいうものとする。）1条1項は、所得税法又は法人税法に規定する減価償却資産であって鉱業権及び坑道以外のもののうち、機械及び装置以外の有形減価償却資産については別表第一により（同項1号）、機械及び装置については別表第二により（同項2号）、

それぞれ減価償却資産の種類ごとに耐用年数を定めている。

イ 省令2条（平成17年財務省令53号による改正前のもの。以下同じ。）は、特殊の減価償却資産の耐用年数について、以下のとおり定めている。

（ア） 汚水処理（汚水、坑水、廃水又は廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産（以下「汚水処理用減価償却資産」という。）で別表第五に掲げるものは同表による（1号）。

（イ） ばい煙処理（大気汚染防止法（平成16年法律第56号による改正前のもの。以下「大防法」という。）2条1項若しくは4項に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法17条1項に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産（以下「ばい煙処理用減価償却資産」という。）で別表第六に掲げるものは同表による（2号）。

ウ 省令1条1項1号、2号、2条各号による耐用年数の定めのうち、本件の争点に関係のあるものは以下のとおりである。

（ア） 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数）

種類「建物」のうち、構造又は用途「金属造のもの（骨格材の肉厚が4mmをこえるものに限る。）」、細目「工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの」のうち「その他のもの」のうち「その他のもの」の耐用年数は「31年」。

種類「構築物」のうち、構造又は用途「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）」、細目「その他のもの」の耐用年数は「60年」。

（イ） 別表第二（機械及び装置の耐用年数）

番号369の設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち「主として金属製のもの」の耐用年数は「17年」。

（ウ） 別表第五（汚水処理用減価償却資産の耐用年数）

汚水処理用減価償却資産で別表第五に記載されているもののうち種類「機械及び装置」の耐用年数は「7年」。

（エ） 別表第六（ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数）

ばい煙処理用減価償却資産で別表第六に記載されているもののうち種類「機械及び装置（金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。）」の耐用年数は「7年」（以下、当該減価償却資産を「ばい煙処理用機械装置」という。）。

(3) 法人税法施行令136条の3（平成19年政令第83号による改正前のもの。以下同じ。）

第1項は、内国法人がリース取引をした場合において、そのリース取引が当該リースの目的となる資産（以下「リース資産」という。）の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであるときは、リース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの際に当該リース資産の売買があったものとして、その内国法人の各事業年度の所得の計算をすると定めている。同条3項は、上記リース取引とは、資産の貸借で、①当該貸借に係る契約が、貸借期間の中途においてその解除することができないものであること又はこれに準ずるものであること、②当該貸借に係る賃借人が当該貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資

産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであることを満たすものをいうと定めている。

(4) 消費税法30条1項は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除すると定めている。

3 前提事実（争いのない事実、掲記証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、書証番号は特記しない限り枝番を含む。）

(1) 原告は、昭和54年10月17日に設立された一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬及び処理分業等を業とする株式会社である（争いのない事実）。

(2) Bについて

ア 原告は、平成10年3月ころ、産業廃棄物処理施設である「B」（以下「B」という。）を取得した（争いのない事実）。

イ Bの取得価額の総額は、附属設備である除鉄マンガ装置の取得費及び割賦手数料を含めて30億9074万0222円（消費税等を除く。以下同じ。別紙1の第五次配賦の合計（③＋④）の項参照）であり、その内訳は、建設費（設計費を含む。）26億5000万円、割賦手数料及び借入金利息4億2086万3202円、除鉄マンガ装置の取得費1987万7020円である。

Bの各設備等の減価償却の基礎となる取得価額の基準額は、別紙1の「基準額」欄記載のとおりである。Bの取得価額から、予備品及び消耗品（1000万円）並びにこれに対する割賦手数料及び借入金利息（158万8338円）の合計の1158万8338円（配賦に当たり、小数点以下6位未満を四捨五入。以下同じ。）を控除した30億7915万1884円が、Bの減価償却資産の取得価額（別紙1の第五次配賦の「減価償却資産の取得価額（⑤－⑥）」の項参照。）である。

（以上につき、争いのない事実、甲4から6まで、乙5、弁論の全趣旨）

ウ Bの減価償却資産に適用される償却方法は、いずれの部分についても定率法である（弁論の全趣旨）。

エ Bを構成する個別の設備等は、別紙1のとおりであるが、そのうち主要なものの構造等は、本件で耐用年数が争いとなっているものを中心にして述べると、以下のとおりであり（分類はC株式会社（以下「C」という。）作成の契約仕様書〔甲28〕に従った。）、その処理及び作業工程を示した配列は、別紙2のとおりである。

（ア）受入供給設備

a 廃棄物ピット

工場棟の地下部分に設けられた鉄筋コンクリート造の工作物で、外部から搬入された産業廃棄物のうち可燃物として選別されたものを貯留するものであり、寸法は幅14m、奥行11m、深さ10mで、容積は約1500m³であり、約300トンの廃棄物を貯留することが可能である。

廃棄物ピットの上部空間は、屋根まで吹き抜けとなっており、廃棄物クレーン及び投入ホッパと合わせ、それらも覆うように、高さが4階建ての建物相当の工場棟が建てられている。搬入廃棄物は、工場棟の北側の開口部から廃棄物ピットに投入される。なお、工場棟が建物（耐用年数31年）に該当することは、当事者間に争いがない。

b 廃棄物クレーン

廃棄物ピットに貯留された産業廃棄物を破碎及び攪拌して均一化した後、投入ホッパに投入・供給するクラブバスケット付き天井走行クレーンである。その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材及び機械構造用炭素鋼材であり、定格荷重は1.2トン、クラブバスケットによる切取容量は6.0m³である。

c 汚水タンク、汚水ポンプ及び汚水噴霧ノズル（以下、併せて「汚水噴霧ノズル等」という。）

B内で使用された冷却用水（汚水）を焼却処理するための施設である。汚水は、汚水タンクに一時貯蔵され、汚水ポンプ・汚水噴霧ノズルを用いて再燃焼室に噴霧されて、焼却処理される（汚水噴霧ノズル等がばい煙処理用機械装置に該当するか否かについては争いがあるが、その耐用年数が7年であることは、当事者間に争いがない。）。

d 廃棄物コンベヤ

感染性廃棄物である医療器具を別保管した容器を、通常の産業廃棄物とは別に、ロータリーキルンに直接投入・供給するためのローラ及びエレベータ式のコンベヤである。その主要部材質は、ステンレス鋼材及び軽量型鋼材である。

(イ) 焼却設備

a 投入ホッパ

廃棄物クレーンにより投入された産業廃棄物をロータリーキルンに供給する設備であり、二重蓋（ダブルダンパ）構造と内部をマイナス気圧にすることによって、廃棄物や悪臭、熱風等が外部に出ない構造となっており、廃棄物ピットとともに工場棟に覆われている。その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材である。

b 給じん装置

投入ホッパとロータリーキルンの接続部分で、産業廃棄物の計量機能も有するものであり、その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材である。

c ロータリーキルン

投入ホッパから供給された産業廃棄物を回転させ攪拌・混合させながら、下方に移動させ、その間、再燃焼室からの輻射熱により、廃棄物を乾燥あるいは熱分解によりガス化させ、燃焼させる設備である。その主要部材質は、外面に一般構造用圧延鋼材、内面には厚さ20cmの耐火キャストブル（不定形耐火材）が使用されている。

d 後燃焼ストーカ及び油圧ユニット

後燃焼ストーカは、ロータリーキルンで乾燥・熱分解の処理後に残った可燃性の残渣を、上流から下流に流し攪拌しながら、効率的に燃焼させる設備であり、その主要部材質は、火格子部分（面積8.6m²）に耐熱鋳鋼材、構造本体には一般構造用圧延鋼材が使用されている。油圧ユニットは、容器廃棄物供給用プッシャーを作動させるものであり、後燃焼ストーカとともに廃棄物の焼却機能を果たしており、その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材及びネズミ鋳鉄である。なお、後燃焼ストーカの最下部から再燃焼室ピットに設置された灰出コンベヤに燃焼残渣が排出される。

e 再燃焼室

ロータリーキルン及び後燃焼ストーカで発生した燃焼ガスを更に完全燃焼させる設備であり、その主要部材質は、ケーシング部分が一般構造用圧延鋼材、炉壁部分が耐火

煉瓦及び耐火キャストブル（厚さ約35cm）であり、約850℃で2秒間、燃焼ガスを滞留させる構造となっている（なお、後記のとおり、再燃焼室を更に焼却炉本体と燃焼ガス滞留室とに機能的に分類できるか否かは争いがある。）。

f その余の部分

助燃バーナは、再燃焼室の始動時の昇温又は稼働時の温度維持を行うものであり、補助燃料タンクは、助燃バーナ用の補助燃料を貯留するものであり、補助燃料供給ポンプは、助燃バーナに補助燃料タンクから燃料を供給するポンプであり、羽口金物冷却ファンは、ロータリーキルンの羽口部を冷却するものであり、いずれも上記ロータリーキルン、後燃焼ストーカ又は再燃焼室の附属設備であり、これらと一体的に稼働している。

助燃バーナ、補助燃料タンク及び羽口金属冷却ファンの主要部材質は、一般構造用圧延鋼材であり、補助燃料供給ポンプの主要部材質は、ネズミ鋳鉄である。

(ウ) 余熱回収設備及び余熱利用設備

a 余熱回収設備は、廃熱ボイラ及びその附属設備からなり、再燃焼室から出た排ガスは、この部分で約400℃まで冷却される。なお、この部分がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いがない。

b 余熱利用設備は、蒸気タービン等（ドレンタンク及びドレンポンプを含む。以下同じ。）、復水器及び復水タンクからなる。

(a) 蒸気タービンは、廃熱ボイラで生成された水蒸気によってタービンを回転させ、発電する設備である。ドレンタンクは、蒸気タービン内で液体になった水を貯蔵するための設備であり、ドレンポンプはドレンタンク内の水を復水タンクに送るための設備である。蒸気タービンは、余熱の有効利用のための設備であり、発電された電気はBで利用されている。これらの主要部材質は、一般構造用圧延鋼材、機械構造用炭素鋼材である。

(b) 復水器及び復水タンクは、廃熱ボイラで生成され蒸気タービンを通過した水蒸気を空気で冷やして水に戻し、これを貯蔵して、再度廃熱ボイラに送り、再利用するための設備である。

(エ) ガス冷却設備

排ガスと空気を熱交換し、排ガスを冷却するための設備であり、ガス冷却用熱交換機とガス冷却ファンからなり、排ガスは、ここで更に約300℃まで低温化され、反応蒸発塔に送られる。なお、ガス冷却設備がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いがない。

(オ) 排ガス処理設備

反応蒸発塔は、冷却水を微細化して吹き込むことにより、更に排ガスを冷却するための設備である。排ガスは、ここで約170℃まで低温化される。また、反応蒸発塔には排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素を中和するために消石灰（水酸化カルシウム）を供給する装置（消石灰サイロ等）が付設されている。排ガスはこれらの処理を経てバグフィルターに送られる。

バグフィルターは、排ガス中のばいじん等を捕集除去するための設備である。排ガスは、このバグフィルターを通過した後、ガス冷却用熱交換器における熱交換により暖められた空気と混ぜられて白煙防止が施され、煙突から排出される。バグフィルターの耐熱温度は、

最高で250℃である。

なお、排ガス処理設備がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いが無い。

(カ) 通風設備

a 押込ファン

後燃焼ストーカ及び再燃焼室へ空気を供給するもので、その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材及び機械構造用炭素鋼材である。

b 風道

押込ファンで空気を送り込むためのダクトで、その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材である。

c その他の設備

排ガスは、誘引ファンによって吸引され、再燃焼室から、それ以降の各設備を接続する煙道を通過して、煙突から外部へ排出されるが、一部は循環ファンによってロータリーキルンへ還流される。なお、煙突が構築物（耐用年数10年）に該当すること、並びに、誘引ファン、循環ファン及び煙道がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いが無い。

(キ) 灰出設備

灰出コンベヤ及び焼却灰移送コンベヤ（以下「灰出コンベヤ等」という。）は、再燃焼室ピットに設置され、後燃焼ストーカ等から排出された焼却灰を移動させながら、外部に搬送する設備であり、その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材である。

灰出設備のうち灰出コンベヤ等以外の部分がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いが無い。

(ク) 再燃焼室ピット

後燃焼ストーカの真下に位置し、灰出コンベヤ等が設置されている鉄筋コンクリート製の工作物で、地下部分に凹形状で設置されており、地平面から約3.0mから5.3mの深さを有し、床面積は約140.0㎡である。なお、この部分が機械装置の基礎部分に該当することは、当事者間に争いが無い。

(ケ) その他の設備

その他の設備の法定耐用年数及び配賦方法については、当事者間に争いが無い。

（以上エについて、争いのない事実、甲3、7、28、29、47から49まで、乙4、6、17、弁論の全趣旨）

(3) Dについて

ア 原告は、平成5年ころ、産業廃棄物処理施設であるD（以下「D」という。）を取得し、稼働させていたが、平成12年6月から同年12月ころにかけて、Dの改修工事（以下「本件改修工事」という。）を行い、同月から事業の用に供した（争いのない事実）。

イ 本件改修工事の内容は、リース取引による機械装置部分（以下「本件リース物件」という。）と自社で発注した機械装置部分（以下「自社取得部分」という。）からなり、その主な内容等は、以下のとおりである。

(ア) 本件各リース取引について

a 原告は、平成12年4月20日、E株式会社（以下「E」という。）から、Cの施工

に係る焼却炉設備一式を月額リース料298万8000円、リース期間72月（6年）として借り受けるリース契約（以下「本件リース取引1」という。）を締結し、同年12月20日付けで上記焼却炉設備一式の引渡しを受けた。なお、上記焼却炉設備一式の主たる内訳は、焼却設備（再燃焼室）、焼却ガス冷却設備、風道・煙道設備等であり、その取得価額の基準額等の詳細は、別紙3の「本件リース物件」、「C」の項記載のとおりである。

- b 原告は、平成12年4月20日、Eから、F株式会社（以下「F」という。）の施工に係るIシステム一式を月額リース料115万1000円、リース期間72月（6年）として借り受けるリース契約（以下「本件リース取引2」といい、本件リース取引1と併せて「本件各リース取引」といい、本件各リース取引に係るリース料を「本件各リース料」と総称する。）を締結し、平成12年6月30日付けで引渡しを受けた。なお、上記Iシステム一式の取得価額の基準額等の詳細は、別紙3の「本件リース物件」、「F（株）」の項記載のとおりである。

(イ) 自社取得部分について

Dの自社取得部分の取得価額の総額は、5700万2775円であり、その取得価額の基準額等の詳細は、別紙3の「自社取得部分」の項記載のとおりである。

（以上イについて、争いのない事実、甲3、38、39、42、乙1、2、8、9、弁論の全趣旨）

- ウ Dの本件改修工事に係る各設備は別紙3のとおりであるが、そのうち主要な工事内容及び設備の構造等は、その耐用年数が争いとなっているものを中心にして述べると、以下のとおりであり、その処理及び作業工程を示した配列は、別紙4のとおりである。

(ア) 本件リース物件について

a 焼却炉設備一式について

- (a) 焼却炉設備一式に係る工事のうち焼却設備については、焼却炉頂部に設置されていたガス冷却室が撤去され、焼却炉本体が改修され、再燃焼室、再燃焼バーナ追設等の付帯設備工事がされた。燃焼ガス冷却設備については、ガス冷却室が設置されていた焼却炉頂部に、別置式ガス冷却塔が設置されるとともに、それにかかわる冷却水噴霧ノズル、噴霧用空気圧縮機追設等の付帯設備工事がされた。通風設備については、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備工事にかかわる既設煙道の撤去、及び燃焼設備工事にかかわる風道設備工事、並びに燃焼設備、燃焼ガス冷却設備工事にかかわる煙道設備工事がされた。

(b) 各設備の内容及び構造等

i 再燃焼室

ストーカで発生した燃焼ガスを更に完全燃焼させる設備であり、その主要部材質は、ケーシング部分が一般構造用圧延鋼板、炉壁部分が耐火キャストブル、断熱キャストブル及び断熱ボード（厚さ約30cm）である。約850℃で2秒間、燃焼ガスを滞留させる構造となっている。

ii 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、炉出口から排出される約800℃から1000℃の排ガスに微粒化した冷却水を噴霧し、排ガスを約240℃まで低温化する装置で、その主

要部材質は、ケーシング部分が一般構造用圧延鋼板、内部ライニングが耐酸キャストابل、断熱キャストابل及び断熱ボード等である。なお、燃焼ガス冷却設備がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いがない。

iii 風道

風道は、再燃焼室における燃焼ガスと排ガスの攪拌を促進するための二次空気を供給するために、既設風道と再燃焼室の間を新たに接続するために設置されたもので、その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材である。

iv 煙道

煙道は、排ガスに含まれるばい煙等进行处理するため、再燃焼室からガス冷却塔を経由して減温塔までの間に設置されたものであり、その主要部材質は、一般構造用圧延鋼材、耐酸キャストابل及び断熱キャストابلである。なお、煙道がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いがない。

b I システム一式

I システムは、I システム用ノズルを既設のストーカ型焼却炉の上部に設置し、燃焼室内に燃焼用空気を供給し、燃焼性を改善する装置であり、その主要部材質はステンレス鋼である。

(イ) 自社取得部分について

a 二次燃焼室ノズル増設工事

二次燃焼室ノズル増設工事は、上記再燃焼室に空気の噴出するノズル等を設置するため周辺箇所を鉄板で補強等したものであり、その主要部材質は金属製である。

b なお、その他の自社取得部分がばい煙処理用機械装置に該当することは、当事者間に争いがない。

(以上ウについて、甲 3、39、42、乙 8、9、弁論の全趣旨)

(4) 本件に至る経緯

ア 確定申告等

原告は、平成 13 年 8 月期及び平成 14 年 8 月期において、それぞれ B 及び D 自社取得部分のうち、建物（廃棄物ピットを除く。）、建物附属設備及び煙突以外のすべての部分をばい煙処理用機械装置として、別表第六に基づいた減価償却を実施し、また、D の本件各リース取引に基づく本件各リース料を損金の額に算入した上、所得を計算し、別紙 5 の「確定申告」欄記載のとおり、平成 13 年 8 月期及び平成 14 年 8 月期に係る法人税の確定申告を行い、その後、同別紙の「修正申告」欄記載のとおり、修正申告をした。

また、原告は、平成 14 年 8 月課税期間及び平成 15 年 8 月課税期間において、本件各リース取引に基づく本件各リース料に係る消費税を課税仕入れに係る消費税額に算入した上、別紙 6 の「確定申告」欄記載のとおり、消費税等の申告をした。

(以上アについて、争いのない事実)

イ 更正処分

泉大津税務署長は、平成 16 年 7 月 9 日、平成 13 年 8 月期、平成 14 年 8 月期及び平成 15 年 8 月期に係る法人税につき別紙 5 の「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を、平成 14 年 8 月課税期間及び平成 15 年 8 月課税期間に係る消費税等につき別紙 6 の「再更正処分等」欄記載のとおり、再更正処分を、平成 15 年 8

月課税期間に係る消費税等につき同欄記載のとおり、過少申告加算税賦課決定処分をそれぞれした（争いのない事実）。

ウ 不服申立て等

（ア）原告は、平成16年9月9日、上記法人税に係る処分につき審査請求及び上記消費税等に係る処分につき異議申立て（平成16年9月22日みなす審査請求）をしたところ、国税不服審判所長は、平成17年9月5日付けで、平成15年8月期更正処分に係る請求につき却下し、その余の請求を棄却する裁決をした（争いのない事実）。

（イ）原告は、平成18年3月6日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

エ 減額更正処分

本件各法人税更正処分は、Bの再燃焼室ピットの耐用年数が60年であることを前提として、減価償却資産の普通償却限度額を計算したものであったところ、別件事件判決（原告の平成10年8月期から平成12年8月期までの法人税更正処分等の取消訴訟・大阪高裁平成●●年（○○）第●●号同20年8月29日判決）が、Bの再燃焼室ピットの耐用年数が17年であると判断したことを受けて、減価償却資産の普通償却限度額の再計算を行い、平成10年8月期、平成12年8月期、平成13年8月期、平成14年8月期及び平成15年8月期の各期について、平成20年10月6日付けで減額更正処分を行った（なお、平成13年8月期、平成14年8月期及び平成15年8月期の減額更正処分の詳細は、別紙5の「減額更正処分」欄記載のとおりである。）（甲57、乙32、33）。

第3 争点

[本案前の争点]

- 1 平成15年8月期更正処分の取消しを求める訴えの利益が認められるか否か（請求5項について）。

[本案の争点]

- 2 Bに係る普通償却の耐用年数をどのように評価するか。具体的には、施設全体を一体とみて、全体がばい煙処理用機械装置に該当するといえるか。仮に、設備ごとに区分して普通償却限度額を算定するとして、別紙7の「争点」と記載されている各設備に係る耐用年数は何年か。
- 3 Dに係る本件各リース取引が法人税法施行令136条の3のリース取引に当たるか否か。
- 4 Dの自社取得部分の普通償却における耐用年数は何年か。
- 5 平成15年8月期更正処分において同期の法人税に平成14年8月期の事業税を損金算入したことが違法か否か。

第4 争点に対する当事者の主張

- 1 争点1（訴えの利益）について

[原告の主張]

平成15年8月期更正処分は、平成14年8月期に係る事業税（ただし、平成16年8月期中に行われた修正申告又は更正による増加所得に係るもの）を平成15年8月期の損金に算入したものであるが、同事業税は、原則として、平成16年8月期において損金算入されるべきものであり（法人税基本通達9-5-1(1)）、納税義務者である原告が選択的に平成15年8月期の損金に算入することができる（同通達9-5-2）にとどまり、税務署長が原告の選択を待たずに平成15年8月期の損金に算入することはできない。

平成15年8月期更正処分は減額更正処分であるが、上記損金算入を行わなくても同事業年度

においては欠損が生じていたため、上記損金算入によって法人税額は減少しなかった。一方、原告は、平成16年8月期の事業年度に株式会社G（以下「G」という。）を連結親法人とする連結決算を採用したことから、平成15年8月期の欠損金を翌年度以降に持ち越すことができず（法人税法81条の9参照）、上記事業税を平成15年8月期の損金に算入して所得計算に反映させることができなくなるという不利益を被った。

したがって、原告には、平成15年8月期更正処分の取消しを求める訴えの利益が認められる。

〔被告の主張〕

平成15年8月期更正処分は、平成15年8月期の法人税の修正申告における欠損金額8408万7915円を9456万5346円とする減額更正処分であり、平成20年10月6日付けの減額更正処分によっても欠損金額9518万6114円とするものであり、欠損金額が増大しており、これらの処分は原告に不利益を課するものではない。したがって、原告に平成15年8月期更正処分の取消しを求める訴えの利益は認められず、このような訴えは不適法である。

2 争点2（Bの耐用年数）について

〔被告の主張〕

（1）減価償却資産の単位について

減価償却資産の単位については、現実には各減価償却資産がどのように利用されているかを前提にするのではなく、通常であれば別々の効用を果たし得る限度において細分化された最小単位を基準に判断すべきである。

本件において、Bは、焼却施設本来の基本的機能である焼却処理の機能を果たす設備と焼却処理に伴い生じ得る公害を防止するための排ガス処理の機能・効用を営み得る建物、構築物、機械及び装置により構成されており、Bを一つの機械として評価することはできず、各部分を個別に判断すべきである。

（2）省令2条2号の「ばい煙処理」の対象について

省令2条2号の規定からすれば、同号の「ばい煙」とは、①大防法2条1項の「ばい煙」、②同条4項の「粉じん」、③同法17条1項の特定物質をいうと解すべきである。

この点について、原告は、省令2条2号の「ばい煙」にダイオキシン類が含まれると主張するが、ダイオキシン類は、大防法2条1項、同法施行令1条、同法17条1項には規定されていない以上、ダイオキシン類が省令2条2号の「ばい煙」に含まれると解することはできない。

（3）省令2条2号の「ばい煙処理」の解釈について

ア 省令2条2号の解釈について

省令2条2号は、ばい煙処理の方法について、ばい煙等の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理と具体的に定義付けており、これらで挙示されている処理の方法は、中和以外については、いずれも既に発生したばい煙を物理的に除去するものであり、また、中和についても既に発生したばい煙に当たる物質を、酸と塩基の反応によって中性の塩に化学的性質を転換させるものである。そうすると、ばい煙の発生自体を抑制するなど上記列举された方法以外の手段でばい煙の排出対策を行うことは、省令2条2号の予定しないところであり、その効果がいかに大きいものであっても、同号にいう「ばい煙処理」には該当しないというべきである。

また、耐用年数通達2-22-1（ばい煙処理用減価償却資産の範囲）が、「別表第六の

ばい煙処理用減価償却資産とは、工場等内で生じたばい煙等を公害の生ずる恐れのない状態で排出をするため、特に施設されたばい煙処理の用に供される減価償却資産をいう」と定められていることからすれば、当該減価償却資産が、仮に、ばい煙を処理する機能を有していたとしても、ばい煙を発生させる機能をも併せ持っているのであれば、「特に施設されたばい煙処理の用に供される減価償却資産」と評価することはできず、ばい煙処理用減価償却資産には該当しないと解すべきである。

イ 原告の主張に対する反論

(ア) 原告は、省令2条2号は、安全、確実に大量処理が可能な方法によるばい煙処理の用に供する減価償却資産の設置を奨励することによって、国民の生命、健康を守ろうとするものであるから、「ばい煙処理」の意義については柔軟に解釈すべきであると主張する。しかしながら、ばい煙処理用減価償却資産に係る償却期間の規定は、政策目的のために定められた特別措置であること、課税の公平を図る見地から、画一的な評価の実現が要請されること、省令2条2号が「重力沈降」等の処理方法を具体的に明確に規定したことからすれば、「ばい煙処理」の意義を拡大するような解釈をすべきでなく、原告の上記主張は失当である。

(イ) また、原告は、一酸化炭素の気相反応による二酸化炭素への転換（酸化）、窒素酸化物のアンモニアによる還元が、省令2条2号の「その他これらに類する方法による処理」に該当すると主張する。

しかしながら、上記のような化学変化が行われたとしても、いずれも省令2条2号に規定するばい煙処理の方法に該当しない。また、一般的な中和の性質に照らせば、省令2条2号の「中和」とは、酸性に対してアルカリ性（又はアルカリ性に対して酸性）を化学反応させることによって処理することと解すべきであるから、「中和」に類する方法による処理というためには、「中和」の上記本来の意味に近い方法の処理であることを要するというべきである。そうすると、原告が主張する一酸化炭素の気相反応による二酸化炭素への転換は、炭素及び一酸化炭素が単に酸化されて二酸化炭素になるだけのものであって、上記意味における「中和」とは明らかに異なる種類の化学反応というべきであり、これをもって「中和」に類する方法による処理ということはできない。また、「酸化」は、「還元」の対極に位置するものであり、通常は、酸化と還元とは対になって同時に起こり、一方が酸化されると他方は、還元されるという関係にあるのであり、上記のとおり、「酸化」が省令2条2号に規定するばい煙処理の方法に該当するということが困難である以上、「酸化」と対をなす「還元」も省令2条2号に規定するばい煙処理の方法には該当しないというべきである。したがって、原告の上記主張は、失当である。

(4) Bの各設備の耐用年数について

ア 廃棄物ピット

廃棄物ピットは、産業廃棄物を貯留するほか、それを覆う形で建設されている工場棟とともに、貯留された産業廃棄物を密閉し、二次公害を防止していること、工場棟は、屋根まで吹き抜けとなっていて、天井付近に設置された廃棄物クレーン等の位置までは空間になっていることからすれば、工場棟には廃棄物ピットに貯留された産業廃棄物を密閉する以外の意義は認められない。そして、廃棄物ピットは、工場棟の地下部分に該当する上、その壁面のうち2面は、廃棄物ピットの壁面であると同時に工場棟の基礎部分にもなっていることに照

らせば、廃棄物ピットは、その機能・構造からして、工場棟の不可分一体の構成部分をなしているとするのが相当である。

そうすると、工場棟は、別表第一の種類「建物」、構造又は用途「金属造のもの（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る。）」、細目「工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの」のうち、「その他のもの」の「その他のもの」に該当し、耐用年数は31年であるから、その構成部分である廃棄物ピットも同様に解すべきであり、その耐用年数は31年である。

イ 廃棄物クレーン及び廃棄物コンベヤについて

廃棄物クレーン及び廃棄物コンベヤは、産業廃棄物を焼却設備へ投入するための設備であり、ばい煙処理の用に直接供されるものではないから、ばい煙処理用機械装置には該当しない。

ウ 焼却設備（投入ホッパ、給じん装置、ロータリーキルン、後燃焼ストーカ及び再燃焼室）について

（ア） これらの設備は、焼却処理の対象となる産業廃棄物等を焼却設備に投入、焼却するという焼却処理に関する設備及びその附属設備であり、これらの各設備は、「燃焼」のための設備というべきである。そして、「燃焼」は、省令2条2号所定の「重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着、拡散」のいずれにも該当せず、「中和」とも明らかに異なる化学反応であり、「その他これらに類する方法」にも該当しない。したがって、上記焼却設備はばい煙処理用機械装置には該当しないというべきである。

そうすると、上記焼却設備は、その主要部材質が一般構造用圧延鋼材、機械構造用炭素鋼材及び耐熱鋳鋼材等であるから、省令別表第二の番号369、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、耐用年数は17年である。

（イ） この点について、原告は、これらの設備は、他の設備と有機的一体となって、ばい煙処理の用に供されており、ばい煙処理用減価償却資産に該当すると主張する。しかしながら、これらの設備は、廃棄物焼却施設の基本的機能を果たす設備であり、ばい煙処理に直接供されるとはいえず、原告の上記主張は失当である。

（ウ） また、原告は、Bの再燃焼室を、機能面から、燃焼処理を行う「焼却炉本体」と反応処理を行う「燃焼ガス滞留室」とに分類し、後者の側面を強調して、再燃焼室が全体としてばい煙処理用機械装置に該当すると主張する。

しかしながら、再燃焼室は、一般的には未燃ガスや浮遊素粒子の燃焼を行う設備とされており、これを更に分類することは一般的でないこと、Bの契約仕様書（甲28）及び原告代理人が作成した説明書にも原告の上記主張を裏付ける記載はないことからすれば、原告が主張する上記分類は、恣意的なものというべきであり、採用できない。

また、仮に、原告が主張する「燃焼ガス滞留室」において、窒素酸化物の還元反応等が行われているとしても、再燃焼室の主たる目的は「燃焼」にあること、「焼却炉本体」なる部分においては、ばい煙である一酸化炭素及び窒素酸化物が発生していることに照らせば、再燃焼室が「特に施設されたばい煙処理の用に供される減価償却資産」に当たると評価することはできない。

エ その他の焼却設備（油圧ユニット、助燃バーナ、補助燃料タンク、補助燃料供給ポンプ及

び羽口金物冷却ファン) について

これらの設備の機能に照らせば、いずれもそれ自体ばい煙処理の用に直接供されるものではないから、ばい煙処理用機械装置には該当しない。そして、これらの設備は、別表第二の番号 3 6 9、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、耐用年数はいずれも 1 7 年である。

オ 通風設備（押込ファン及び風道）について

押込ファンは、後燃焼ストーカ及び再燃焼室へ空気を供給するものであり、風道は、その空気を送り込むためのダクトであるから、これらの設備自体、ばい煙処理の用に直接供されるものではなく、ばい煙処理用機械装置には該当しない。そして、これらの設備は、別表第二の番号 3 6 9、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、耐用年数はいずれも 1 7 年である。

カ 灰出設備（灰出コンベヤ及び焼却灰移送コンベヤ）について

これらの設備は、再燃焼室ピット内に設置され、後燃焼ストーカから排出された焼却灰を移動させながら、外部に搬送する設備であり、それ自体、ばい煙処理の用に直接供されるものではなく、ばい煙処理用機械装置には該当しない。そして、これらの設備は、別表第二の番号 3 6 9、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、耐用年数はいずれも 1 7 年である。

キ 余熱利用設備（蒸気タービン等）について

蒸気タービン等は、排ガスの低温下に伴う余熱の有効利用のために、廃熱ボイラで生成された水蒸気を用いて発電を行う設備及びその付随設備であるから、排ガス処理に影響を与えず、ばい煙処理の用に直接供されるものとはいえず、ばい煙処理用機械装置には該当しない。そして、蒸気タービン等の主要部材質は、一般構造用圧延鋼材、機械構造用炭素鋼材であるから、別表第二の番号 3 6 9、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、耐用年数は、1 7 年である。

(5) 以上のとおりであるから、Bにおいては、別紙 7 の「被告主張」欄のと通りの耐用年数を適用すべきである。

〔原告の主張〕

(1) 減価償却資産の単位について

ア 減価償却資産としての「機械及び装置」の判断においては、異なる機能を有する複数の部分が存在したとしても、これらの各部分が相互に連動して一連の処理を行うべく設計され、一体として設置され機能する場合には、一つの機械と評価すべきであり、かかる理は、機械の大小、外皮の有無等によって影響を受けるものではない。

Bは、相互に連動して一連の処理を行うべく設計され、一体として設置されたプラントであり、Bにのみ使用されることを前提として個別に設計されており、Bの各部分は、客観的に他の施設に流用することができず、汎用性が全くなく、他の部分と結合して初めて本来の効用をあげることができ、各部分が物理的に不可分一体となっている。そして、Bの基本的機能は、公害を防止しながら廃棄物を減容することであり、法定の排出基準を充足するためには、Bの各部分が有機的に連動して機能することが不可欠であり、Bは、機能的にも一体となっている。

以上からすれば、Bは、減価償却資産として一つの機械及び装置に該当する。

イ この点について、被告は、減価償却資産の単位について、通常であれば、別々の効用を果たし得る限度において細分化された最小単位を基準に判断すべきとした上で、Bを各部分ごとに分け、複数の減価償却資産として評価している。被告の主張を前提とすれば、本件において、投入ホッパと焼却炉本体から分離された後燃焼ストーカは移動する火格子列と、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカから分離された再燃焼室は単なる筒体と、それぞれ評価することになるが、このように分離された後の各部分をもって、「通常であれば別々の効用を果たし得る」とものと評価することはできず、上記被告の主張を前提にしても、Bを各部分ごとに細分化することはできないのであって、被告の上記主張は失当である。

(2) ダイオキシン類が「ばい煙」(省令2条2号)に含まれること

ア ダイオキシン類と大防法2条1項2号

大防法2条1項2号は、ばい煙を構成するものとして、「燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん」と定めており、ばいじんとは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、燃焼等に伴って発生する固形微粒子を意味し、物の破砕等に伴って発生する粉じんと区別される概念である。そして、ダイオキシン類が塩基の燃焼により発生し、微粒子の状態で排出され、空气中に浮遊するものであること等に照らせば、ダイオキシン類は、大防法2条1項2号の「ばいじん」に該当し、同条1項本文により、「ばい煙」を構成する物質というべきである。

イ ダイオキシン類と大防法2条1項3号

大防法2条1項3号は、ばい煙を構成するものとして、「物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」と規定している。そして、同号を受けて、大防法施行令1条は、同法2条1項3号に該当する物質を列挙し、同法3条2項は、これらの物質を「有害物質」と規定している。そして、ダイオキシン類は、大防法附則9項の「指定物質」に指定されており、著しく危険な物質であるとの評価を受けていたことからすれば、ダイオキシン類は、上記「有害物質」に該当し、大防法2条1項3号の「ばい煙」に当たるといふべきである。

ウ ダイオキシン類と大防法17条1項

大防法17条1項は、「特定物質」を取り扱う者の事故時における措置を規定し、この規定は、ダイオキシン類特別措置法23条1項と同一の規定であり、同条2項、3項も大防法17条2項、3項と同一の規定である。このようにダイオキシン類について事故時の措置について大防法17条1項の「特定物質」と同一の取扱いが要求されていることに加えて、省令2条2項が公害防止をその趣旨とすることからすれば、税法上、ダイオキシン類は「特定物質」に当たると解すべきである。したがって、ダイオキシン類は、大防法17条1項の適用あるいは準用によって「特定物質」に含まれ、省令2条2号のばい煙を構成する物質といふべきである。

(3) 省令2条2号の「ばい煙処理」の解釈について

ア 省令2条2号は、「その他これらに類する処理」という包括的な文言を用いており、技術の不断の進歩に照らし法令中の技術文言の解釈は柔軟であるべきことからすれば、省令2条2号の解釈については合理的な社会的慣行を尊重しつつ弾力的な解釈を行うことが要請されているといえる。そして、省令2条2号が定められたのは、昭和38年ころ、大気汚染の

激化が社会問題となり、他方で、技術革新が急速に進みつつあったこと等から、大気汚染を積極的に防止するための設備については、特に短い耐用年数による償却を認めることによって、設備の更新及びばい煙処理技術の導入を促進するとともに、そのような企業の社会的努力に応えようという政策的な配慮によるものである。さらに、同号は、ばい煙の処理方法として、省令制定当時のばい煙処理技術の典型的なものを列挙したが、その後、大気汚染防止技術の革新、環境対策諸法令の制定や規制の厳格化が進行し、同号に定める典型的な処理方法では規制基準を満たすことが困難な状況になっている。

このような同号の規定の文言、制定経緯、その後の規制基準の強化の経緯等に照らせば、同号の「その他これらに類する方法による処理」の解釈は柔軟に行うべきであり、Bにおいて行われている以下の処理は、いずれも同号の「その他これらに類する処理」に該当するというべきである。

イ Bにおけるばい煙処理について

(ア) 省令2条2号の「ばい煙処理」に該当するか否かは、柔軟に解釈すべきであり、「ばい煙」の「抑制」、「転換」、「ガスの高温滞留による分解」等の方法は、「その他これらに類する方法による処理」に該当するというべきである。

(イ) 本件において、Bは、黒煙・すす、一酸化炭素、二酸化窒素、ダイオキシン類等の「ばい煙」を処理しているが、その具体的な処理方法は以下のとおりであり、このような処理方法は、「ばい煙処理」に該当するというべきである。

a 黒煙・すす

- (a) 完全燃焼による発生の抑制。
- (b) 発生した黒煙・すすの完全燃焼による二酸化炭素への転換。
- (c) 残留する黒煙・すすのフィルターでの除去。

b 一酸化炭素

- (a) 廃棄物の完全燃焼による発生の抑制。
- (b) 発生した一酸化炭素の完全燃焼による二酸化炭素への転換。

c 二酸化窒素

- (a) 廃棄物の完全燃焼による発生の抑制。
- (b) 燃焼温度を900℃程度に制御することによる発生の抑制。

d ダイオキシン類

- (a) 未燃ガスと酸素の乱流混合攪拌による発生の抑制。
- (b) 高い燃焼温度で完全燃焼による発生の抑制。
- (c) 高温燃焼ガスの一定時間の滞留による分解。

(ウ) 以上からすれば、減価償却資産として一つの機械及び装置であるBは、ばい煙処理用機械装置といえ、その耐用年数は7年である。

(4) Bの各部分について

仮に、Bが一つの機械及び装置ではないとしても、以下のとおり、Bの各部分は、省令2条2号に規定するばい煙処理用機械装置に該当するというべきである。

ア 廃棄物ピット及び廃棄物クレーン

Bの廃棄物ピットは、廃棄物クレーンによる破砕・攪拌・混合の作業を可能にし、廃棄物クレーンは、廃棄物ピット内の廃棄物を破砕・攪拌・混合し、投入ホッパに供給する設備で

あり、これにより、廃棄物が均一化・安定化し、物質によっては、発酵・分解が促進される。このような前処理を行った廃棄物を燃焼炉に定量供給することで、ロータリーキルン、後燃焼ストーカ、再燃焼室内での安定燃焼、高温燃焼、完全燃焼が可能となり、燃焼段階における黒鉛・すす、一酸化炭素、窒素酸化物等の「ばい煙」の発生を抑制する。そうだとすれば、廃棄物ピット及び廃棄物クレーンは、機械及び装置であり、直接ばい煙処理の用に供されているといえるから、その耐用年数は7年である。

この点について、被告は、廃棄物ピットが工場棟の基礎であると主張するが、証拠（甲49）に照らせば、廃棄物ピットの側壁は、工場棟の上屋の鉄骨の基礎とはされておらず、廃棄物ピットを「建物」と評価することはできず、被告の主張は失当である。

イ 投入ホッパ、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカ

投入ホッパ、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカにより、廃棄物の安定的かつ完全な燃焼が可能になることからすれば、これらは、黒鉛・すす、一酸化炭素、窒素酸化物、ダイオキシン類の排出を抑制する設備ということができ、ばい煙処理の用に供されているといえる。したがって、投入ホッパ、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカは機械及び装置であるから、その耐用年数は7年である。

ウ 再燃焼室

（ア） Bの再燃焼室において行われている処理は、①ロータリーキルン及び後燃焼ストーカで発生した水素を主成分とする可燃性ガスを完全燃焼させ、可能な限り二酸化炭素等の無害な物質とすること、②ロータリーキルン及び後燃焼ストーカで発生した黒煙・すす、一酸化炭素等を完全燃焼させ、可能な限り二酸化炭素等の無害な物質とすること、③上記①②で発生した燃焼ガス中の黒煙・すす、一酸化炭素を気相反応により二酸化炭素に転換すること、④上記①②で発生した燃焼ガス中の窒素酸化物をロータリーキルンにおいて発生させたアンモニアと反応させて、窒素ガスと水に中和、還元すること、⑤上記①②あるいはロータリーキルンで発生したダイオキシン類、塩化水素等を高温で2秒以上滞留させて熱分解することである。

このようにBの再燃焼室の内部における処理は、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカ上での燃焼により発生した有害物質を更に燃焼するという処理（以下「燃焼処理」という。上記①②に該当する部分。）と、上記燃焼ガスにより発生したガスを気相反応、化学反応及び熱分解によって消滅、転換する処理（以下「反応処理」という。上記③④⑤に該当する部分。）とに大別でき、Bの再燃焼室は、燃焼処理を行う「焼却炉本体」と反応処理を行う「燃焼ガス滞留室」とに分けることができる。

そして、焼却炉本体においては、ロータリーキルンから供給される可燃性ガス及び有害物質、後燃焼ストーカから供給される可燃性ガス及び有害ガスを燃焼させ、有害物質を処理している。そして、燃焼とは、酸素と物質の結合反応の一形態であることからすれば、かかる部分での処理は、「ばい煙処理」に該当するといふべきである。

また、燃焼ガス滞留室においては、焼却炉本体から供給される燃焼ガス及びロータリーキルンで発生するガスのうち焼却炉本体で処理できないものを上記のとおり気相反応、化学反応及び熱分解の方法で処理する部分であり、これも「ばい煙処理」に該当するといふべきである。

（イ） この点について、被告は、Bの再燃焼室の減価償却資産としての性質を検討するに当

たり、これを全体として評価すべきであり、少なくとも「焼却炉本体」においては、ばい煙である一酸化炭素及び窒素酸化物が発生していること、「燃焼ガス滞留室」においても少量の窒素酸化物が発生していることから、Bの再燃焼室を全体としてみれば、ばい煙を発生させている施設であり、ばい煙処理用機械装置には該当しないと主張する。

しかしながら、上記(ア)のと通りの再燃焼室の機能からすれば、再燃焼室の減価償却資産としての性質について、その全体をみて評価するのは妥当でない。

また、燃焼ガス滞留室においては、ばい煙処理が行われているにもかかわらず、その下部の焼却炉本体の存在により、その性質が消失することはありえず、燃焼ガス滞留室がばい煙処理施設であれば、それを含む再燃焼室は当然ばい煙処理用機械装置に該当するといふべきである。

そして、確かに、高温下で窒素と酸素が反応することで窒素酸化物のうちサーマルノックスが発生するが、サーマルノックスは火炎からの距離が近いほど大量に発生するところ、燃焼ガス滞留室では火炎は存在しないこと、燃焼ガス滞留室の滞留温度は焼却炉本体よりも100℃から200℃程度低温であることからすれば、燃焼ガス滞留室において、サーマルノックスはほとんど発生せず、仮に、ごく微量の窒素酸化物が発生したとしてもアンモニア水によって、還元され除去されることからすれば、燃焼ガス滞留室において少量の窒素酸化物が発生することをもって、再燃焼室がばい煙処理用機械装置に該当しないとはいえない。

以上より、被告の上記主張は失当である。

エ 蒸気タービン等

蒸気タービン等は、廃熱ボイラから排出される高圧の蒸気を利用して、蒸気タービンを回転させ、Bに使用する電気を発電する装置である。蒸気タービン等は、汎用性のあるものではなく、Bのために設計、製造されたものであり、発電された電力はすべてBで利用されていることからすれば、蒸気タービン等は、独立の効用はなく、Bの一部と評価すべきである。そうすると、蒸気タービン等は、機械共通費として配賦されるべきであり、結果的にはばい煙処理用機械装置として扱われるべきである。

- (5) 以上のとおり、Bは、全体として一つの機械及び装置として評価すべきであり、一体として稼働することによって、黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物、ダイオキシン類等のばい煙処理の用に供されているから、省令2条2号、別表第六のばい煙処理用機械装置に該当し、別紙7の「原告主張」欄記載のとおり、耐用年数はすべて7年である。また、仮に、Bを一体として評価しなかったとしても、上記のとおり、Bの各部分は、ばい煙処理の用に供されているといえるから、別紙7の「原告主張」欄記載のとおり、耐用年数はすべて7年である。さらに、Bの焼却炉本体に汚水を噴霧してばい煙を処理しており、この処理が省令2条1項1号の乾燥に該当するといえることからすれば、Bは汚水処理施設ともいえる。

3 争点(3) (本件各リース取引が売買とみなされるか否か) について

[被告の主張]

- (1) 法人税法施行令136条の3第1項3号の規定する「リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」について、法人税基本通達(平成14年課法2-1による改正前のもの。以下同じ。)12の2-2-3は、機械装置等で、その主要な部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作された

ものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であって、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると見込まれるものは、同号に該当すると定めている（以下、上記通達の基準により同号該当性が認められる機械装置等を「専用機械装置等」という。）。

本件において、本件リース物件のうち焼却炉設備一式（再燃焼室、燃焼ガス冷却設備、風道、煙道）は、既存のDに対して施工され固着する機械装置等であり、また、Iシステム一式についても既存のストーカ型焼却炉の上部に設置されており、Dに固着する機械装置であり、本件リース物件の規模等を考慮すると、これらを他の産業廃棄物処理施設に移動し、新たに設置することが可能であるか否かは不明である上、仮に可能であったとしても、一般的にみれば非現実的であることは明らかなである。また、Dから本件リース物件を撤去するとDについても更なる補修が必要となる。これらに照らせば、本件各リース取引は、その種類、用途、設置の状況等に照らし、それらがその使用可能期間中、原告によってのみ使用されると見込まれるものといふことができ、法人税法施行令136条の3第1項3号に該当する。

- (2) 法人税法施行令136条の3第3項は、同条1項に規定するリース取引とは、①当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の途中においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること（1号）、②当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること（2号）の要件を満たすものをいうと規定する。

本件各リース取引は、契約締結の日からリース期間が満了するまで解除できないことから、上記①の要件は満たす。

また、上記(1)のとおり、本件リース物件は、既設のDに対して施工された改修工事であり、既設のDに固着した機械装置等であるといえ、本件各リース取引は、「賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ」るものといえる。

そして、「当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこと」とは、その賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用の額の合計額のおおむね全部（原則として100分の90以上）であることをいうと解すべきである（法人税基本通達12の2-1-2）。そうすると、本件リース物件のリース料の合計額は2億9800万8000円であるところ、本件リース物件の価格、固定資産税及び動産総合保険料額の合計額は、約2億6506万2000円であり、賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用の額の合計額を上回っており、上記「当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担」するといえる。

したがって、本件各リース取引は、法人税法施行令136条の3第3項に規定するリース取引に当たるといふべきである。

- (3) 本件リース物件の形式基準による専用機械装置等該当性

この点について、原告は、①本件リース物件は、一体として機能しているから、全体としてばい煙処理用機械装置に該当し、②仮に、各部分を個別の減価償却資産と解したとしても、本件改修工事がばい煙処理の目的で行われたものであるから、いずれにしても本件リース物件の耐用年数は7年と解するべきであるところ、本件各リース取引の契約期間が6年であり、その

契約期間が耐用年数の100分の80を超え、法人税基本通達12の2-2-5により、本件各リース取引は、法人税法施行令136条の3第1項3号に該当しないと主張する（以下、同通達に基づく、契約期間と耐用年数との比較による専用機械装置等該当性の判定を「形式基準による専用機械装置等の判定」ということがある。）。しかしながら、以下のとおり、原告の主張はいずれも失当である。

ア 減価償却資産の単位については、前記（第4の2〔被告の主張〕（1））のとおりであること、Dに設置されたIシステム一式及び焼却炉設備一式は、それぞれ独立して本件各リース取引の対象となっていることからすれば、Dを一体としてばい煙処理用機械装置に当たると評価することはできず、原告の上記①の主張は失当である。

イ 本件リース物件の各耐用年数について

本件リース物件を個別の減価償却資産と解した場合、各物件の耐用年数とそれに対して法人税基本通達12の2-2-5を適用した結果は、以下のとおりであり、原告の上記②の主張も失当である。

（ア） 焼却炉設備一式について

a 再燃焼室について

（a） 再燃焼室は、産業廃棄物の燃焼により発生した排ガスを800℃以上の高温で燃焼させ、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシンの発生を抑制する設備である。そして、ばい煙の発生自体を抑制することが「ばい煙処理」に該当しないことは前記（第4の2〔被告の主張〕（3））のとおりである。また、再燃焼室は、焼却施設の基本的機能である廃棄物等を焼却して有機的廃棄物の腐敗等を防止しつつ減容する機能を果たす焼却処理に関する設備であることからすれば、Dの再燃焼室も前記Bの再燃焼室と同様に、むしろばい煙を発生させており、ばい煙処理用機械装置に該当するとはいえない。

そして、再燃焼室は、その主要部材質が一般構造用圧延鋼板であるから、省令別表第二の番号369、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、耐用年数は17年である。

（b） この点について、原告は、Dの再燃焼室は、Bの「燃焼ガス滞留室」に相当すると主張し、新たな有害物質を発生させていないと主張する。しかしながら、原告の主張は、意図的にDの再燃焼室とBの再燃焼室を区別するものであり、何らの裏付けもない。むしろ、Dの再燃焼室が、高さ5.3m、燃焼室容量54㎡であり、再燃バーナが設置されているのに対し、Bの再燃焼室は、高さ4.7m、燃焼室容量76㎡、助燃バーナが設置されていることからすれば、両者は、構造的にも機能的にも異なるところはないというべきである。したがって、Dの再燃焼室もBの再燃焼室と同様にばい煙処理用機械装置には該当せず、原告の上記主張は失当である。

また、原告は、Dの再燃焼室において、一酸化炭素の燃焼による酸化反応が行われていると主張するが、仮にそれが事実であるとしても、燃焼による酸化反応が「ばい煙処理」に該当しないことは前記（第4の2〔被告の主張〕（3））のとおりである。

さらに、原告は、一酸化炭素の燃焼による酸化反応以外にもダイオキシン類の熱分解及び窒素酸化物のアンモニアによる還元反応が行われていると主張するが、仮にそれが事実であったとしても、ダイオキシン類は「ばい煙」ではない上、ダイオキシン

類の熱分解及び窒素酸化物の還元反応は、いずれも「ばい煙処理」にも該当しない。加えて、Dの再燃焼室は、不完全燃焼を防ぐことによって一酸化炭素やダイオキシンの発生を抑制する設備であることからすると、ダイオキシン類の熱分解及び窒素酸化物の還元反応を主たる目的としているものではないのであるから、ダイオキシン類の熱分解及び窒素酸化物の還元反応が一部で行われていることをもって、Dの再燃焼室をばい煙処理用減価償却資産と評価することはできない。

以上より、原告の上記主張は失当である。

b 風道

風道は、焼却設備である再燃焼室に二次空気を供給するために、既設風道と再燃焼室との間を新たに接続するために設置されたものであり、燃焼ガスと排ガスの攪拌を促進するという焼却処理に関する設備である。したがって、風道は、ばい煙処理用機械装置には該当しない。

そして、風道については、その主要部材質が一般構造用圧延鋼材であるから、省令別表第二の番号369、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、その耐用年数は、17年である。

c 煙道、燃焼ガス冷却設備は、いずれもばい煙処理の用に供される設備であり、その耐用年数が7年であることに争いはない。

(イ) Iシステム一式

Iシステムは、燃焼性を改善し、再燃焼室の排ガスに含まれる一酸化炭素の量を抑制するために、Iシステム用ノズルを既設の焼却設備であるストーカ型焼却炉の上部に設置したものであり、焼却施設の基本的機能である廃棄物等を焼却して有機的廃棄物の腐敗等を防止しつつ減容する機能を果たす焼却処理に関する設備である。したがって、Iシステム一式は、ばい煙処理用機械装置には該当しない。なお、Iシステム一式が設置されることにより、燃焼性が改善し、ばい煙の発生が抑制されるとしても、このような抑制が「ばい煙処理」に該当しないことは、前記（第4の2〔被告の主張〕(3)）のとおりである。

そして、Iシステムは、Iシステム用ノズルの主要部材質がステンレス鋼であるから、省令別表第二の番号369、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、その耐用年数は、17年である。

(ウ) 以上の耐用年数を前提に本件リース物件であるIシステム一式及び焼却炉設備一式の形式基準による専用機械装置等該当性について検討すると以下のとおりである。

a Iシステム一式について

Iシステム一式の耐用年数は、上記のとおり、17年であり、本件各リース取引におけるリース期間（6年）は、その耐用年数の100分の80に相当する年数（13年）未満となるから、法人税基本通達12の2-2-5の定めによっても、Iシステム一式が専用機械装置等には該当しないとはいえない。

b 焼却炉設備一式について

上記(ア)のとおり、焼却炉設備一式は、耐用年数7年の設備と耐用年数17年の設備から構成されているところ、耐用年数の異なる数種の資産がリース契約の対象となり、

同一のリース期間が設定されている場合には、それぞれの資産の耐用年数を加重平均した年数をリース契約の対象物件の耐用年数とみて、形式基準による専用機械装置等に該当するか否かを判断するのが合理的である。そうすると、焼却炉設備一式のそれぞれの資産の耐用年数を加重平均した年数は、別紙８のとおり、１０年であり、本件各リース取引におけるリース期間（６年）は、その耐用年数の１００分の８０に相当する年数（８年）未満となるから、法人税基本通達１２の２－２－５の定めによっても、焼却炉設備一式が専用機械装置等には該当しないとはいえない。

- c 以上からすれば、本件リース物件は専用機械装置等に該当するといえ、原告の前記②の主張は失当である。

〔原告の主張〕

- (1) 法人税法施行令１３６条の３第１項３号は、「リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」と規定し、法人税基本通達１２の２－２－５は、「機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の１００分の８０に相当する年数（１年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令１３６条の３第１項第３号《売買とされるリース取引》に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。」と定めている。そうすると、本件リース物件である再燃焼室、Ｉシステム、燃焼ガス冷却設備、風道・煙突は、以下のとおり、ばい煙処理用機械装置に当たり、その耐用年数は７年であり、本件各リース取引のリース期間（６年）の８０パーセントに相当する年数以上のリース取引といえる以上、本件各リース取引は、法人税法施行令１３６条の３第１項３号には該当しないというべきである。

- (2) 本件リース物件の耐用年数

ア Dにおける本件改修工事は、規制基準の厳格化等に伴い、ばい煙の処理能力を飛躍的に向上させる目的で行われたものであること、Dは全体として廃棄物を減容しながらばい煙処理を行うものであることからすれば、Dの各部分を個別の減価償却資産と評価することはできず、全体としてばい煙処理の用に供されている施設として、省令２条２号が適用されるというべきである。

イ 仮に、Dの各部分を減価償却資産の単位と解したとしても、本件改修工事に係る部分は、ばい煙を処理する目的で行われたものであり、以下のとおり、いずれもばい煙処理用機械装置に該当するというべきである。

(ア) 再燃焼室

Dの再燃焼室は、Bの再燃焼室の燃焼ガス滞留室と同様の機能を有するものであり、Bの再燃焼室が「ばい煙処理の用に供されている」といえる以上、Dの再燃焼室も「ばい煙処理の用に供されている」といえる。

Dの再燃焼室では、OFAノズル又はIノズルから酸素が、アンモニア噴霧ノズルからアンモニアが、それぞれ供給され、内部で攪拌が行われることにより、同室内において、①焼却炉本体で発生した燃焼ガス中の黒煙・すす、一酸化炭素を気相反応により二酸化炭素に転換、②焼却炉本体で発生した燃焼ガス中の窒素酸化物をノズルから噴霧するアンモニア水と反応させて、窒素ガスと水に中和、還元、③焼却炉本体で発生したダイオキシン

類、塩化水素等を高温で2秒以上滞留させての熱分解がそれぞれ行われている。これらに加えて、Dの再燃焼室の設置は、ばい煙の処理のみを目的とする改善工事によって追加的に設置されたものであり、Bの燃焼ガス滞留室に相当するものであること、再燃焼室における処理は火炎を伴わず、通常運転時には、再燃焼室の再燃バーナも使用せず、新たな有害物質を発生させるものではないことも併せて考えれば、Dの再燃焼室は、省令2条2号に規定する処理方法である「中和」又はこれに「類する方法による処理」をしており、ばい煙処理用機械装置に該当するというべきである。

(イ) Iシステム

Iシステムは、再燃焼室の外周に空気噴射用の多数のノズルを設置し、同噴射口から高圧空気を超高速で噴射することにより、再燃焼室内の火炎流に乱流による火炎伝播を生じさせる燃焼用空気供給装置であり、炉内での完全燃焼を目的として設置されたものである。これにより、黒鉛・すす及び一酸化炭素が二酸化炭素に転換され、ダイオキシン類についてはその結合が破壊されることからすれば、Iシステムは、省令2条2号のばい煙処理用機械装置に該当するというべきである。

(ウ) 風道・煙突

煙突がばい煙処理用機械装置に該当することは争いがない。また、前記のとおり、本件改修工事は、ばい煙処理を目的としたものであるから、同工事によって設置された風道もばい煙処理用機械装置に該当するというべきである。

(エ) 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備がばい煙処理用減価償却資産に該当することは争いがない。

(オ) 以上のとおり、本件リース物件の耐用年数は、いずれも7年というべきであり、本件各リース取引は、法人税法施行令136条の3第1項3号には該当しないというべきである（法人税基本通達12の2-2-5参照）。

(3) 被告の主張に対する反論

被告は、法人税基本通達12の2-2-3(2)が、「(機械装置等で)その主要な部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返却を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であつて、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引」と規定していることも理由として、本件各リース取引が法人税法施行令136条の3第1項3号に該当すると主張する。

しかしながら、本件リース物件の仕様は、法定の排出基準を充足する目的で決定されたものであるところ、再燃焼室の高さを確保し、Iシステムを設置することによって、炉内の完全燃焼を確保し、高温の燃焼ガスを滞留させて有害物質を処理することは、既存の技術であり、有害物質の規制が強化される中で同業他社や地方公共団体等で一般的に行われてきたものであるから、本件リース物件は、その用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものとはいえず、上記被告の主張は失当である。

4 争点4 (Dの自社取得部分の耐用年数) について

[被告の主張]

自社取得部分に係る工事のうち、二次燃焼室ノズル増設工事は、本件リース物件のうち、Cが施工した再燃焼室に空気を噴出するノズル等を設置するため周辺箇所を鉄板で補強等を行った

ものである。そうすると、二次燃焼室ノズル増設工事は、燃焼設備である再燃焼室の一部の補強工事であり、その主要部材質は、金属製であるから、省令別表第二の番号 3 6 9、設備の種類「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」、細目「主として金属製のもの」に該当し、その耐用年数は 1 7 年とすべきである。

〔原告の主張〕

自社取得部分に係る工事のうち、二次燃焼室ノズル増設工事は、D と一体となつてばい煙処理の用に供されている部分であり、ばい煙処理用機械装置として、その耐用年数は 7 年である。

5 争点(5) (事業税の損金算入が違法であること)

〔原告の主張〕

被告は、原告の平成 1 5 年 8 月期の法人税分について、修正申告による増加所得に係る平成 1 4 年 8 月期の事業税 5 7 8 万 8 0 0 0 円及び平成 1 6 年 7 月 9 日付け更正処分による増加所得に係る平成 1 4 年 8 月期の事業税 1 0 4 万 4 9 0 0 円の合計 6 8 3 万 2 9 0 0 円を原告の平成 1 5 年 8 月期の損金に算入した。

法人税基本通達 9-5-1 (1) は、申告納税方式による租税の税額の損金算入時期は、当該納税申告書が提出された日、更正に係る税額のそれは当該更正があつた日の属する事業年度とする旨を定めており、同通達によれば、上記増加所得に係る平成 1 4 年 8 月期事業税の損金算入時期は、平成 1 6 年 8 月期の事業年度とすべきである以上、上記事業税の損金算入は、違法というべきである。

この点について、確かに、同通達 9-5-2 は、特例として、「当該事業年度の直前の事業年度（以下「直前年度」）分の事業税の額については、9-5-1 にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定がなされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする」と規定する。しかしながら、同通達は、納税義務者に損金算入時期について選択権を与えたものであるから、納税義務者の選択を待たずに、税務署長が当該規定の適用があるものとして直前年度において損金算入することはできないというべきである。

〔被告の主張〕

原告の主張は争う。

6 被告が主張する原告の法人税額等

以上を前提として、被告が主張する減価償却の基礎となる各設備の取得価額の計算、普通償却限度額並びに原告の本件各事業年度の法人税額及び過少申告加算税の算出過程、計算根拠等は、以下のとおりである。なお、原告は、このうち、B 及び D の減価償却資産の区分及びその耐用年数について争うものであり、その余の算出根拠となる数額、計算関係等については、当事者間に争いがない。

(1) B の減価償却の基礎となる各設備の取得価額の計算

前記（第 4 の 2 〔被告の主張〕(4)）の各設備の分類を前提に、次のとおり共通仮設工事、設計費、付帯設備、割賦手数料及び借入金利息並びに除鉄マンガ装置を各設備の基準額等（別紙 1 の「基準額」欄参照）に応じて配賦して計算するのが相当である（以下、各設備の名称に別紙 1 における番号を「〈1〉」のように記載する。）。

ア 共通仮設工事〈79〉の配賦（第一次配賦）

共通仮設工事費は、土木建築工事に係る仮設工事、工事準備費であるから、土木建築工事

〈69から78まで〉の各基準額の割合に応じて配賦する。その結果は別紙1の「第一次配賦」欄記載のとおりである。

イ 設計費の配賦（第二次配賦）

設計費1億6000万円は、設計に要した時間に基づいて、①機械関係設計費〈66〉8400万円、②電気計装関係設計費〈67〉1580万円、③土木建築関係設計費〈68〉6020万円に区分できる。

まず、①機械関係設計費は、構築物である煙突〈35〉と電気計装関係以外の機械及び装置〈2から34まで、36から54まで、57、58、63から65まで〉の各基準額の割合に応じて配賦する。また、②電気計装関係設計費〈67〉は、電気・計装設備〈55、56〉及び電気・計装工事〈61、62〉の各基準額の割合に応じて、これらに配賦する。そして、③土木建築関係設計費〈68〉は、土木建築工事〈69から78まで〉の各基準額の割合に応じて、これらに配賦する。なお、これら①から③までの各設計費の配賦については、当事者間に争いがなく、その結果は別紙1の「第二次配賦」欄記載のとおりである。

ウ 減価償却資産としての区分及び配賦（第三次配賦）

Bは、(ア)建物、(イ)建物附属設備、(ウ)構築物、(エ)機械及び装置に区分することができ、(エ)機械及び装置については、a 高温焼却装置、b ばい煙処理装置、c 污水处理装置、d その他の機械に区分することができる。

(ア) 建物

廃棄物ピット〈1〉、工場棟上屋、誘引送風機棟上屋、工場棟基礎及び誘引送風機棟基礎〈69から72まで〉は、いずれも建物に該当する。なお、原告は、廃棄物ピットが工場棟上屋の基礎として建物に該当するという点を争っている。

(イ) 建物附属設備

電気設備工事、給排水・衛生設備工事、冷暖房・通風設備工事及び消火・災害報知設備工事〈75から78まで〉はいずれも建物附属設備に該当する。なお、この点については、当事者間に争いがない。

(ウ) 構築物

煙突〈35〉は構築物に該当する。なお、この点については、当事者間に争いがない。

(エ) 機械及び装置

a 高温焼却装置

受入供給設備のうち廃棄物クレーン及び廃棄物コンベヤ〈2、6、7〉、焼却設備のすべて〈8から17まで〉、通風設備のうち押込ファン及び風道〈32、36〉、灰出設備のうち灰出コンベヤ等〈38、39〉は、いずれも、焼却処理の対象となる産業廃棄物等を焼却設備に投入、焼却、搬出するという一連の焼却処理に関する設備及びその付随設備である。なお、原告は、これらの各設備がばい煙処理用機械装置に該当すると主張する。

また、再燃焼室ピット〈73〉は、本来、再燃焼室、後燃焼ストーカ、灰出コンベヤ等〈11、13、38、39〉の基礎であるから、これらに配賦されるべきものではあるが、本区分に加えても計算上は変わらないので、便宜、ここに区分する。

b ばい煙処理装置

燃焼ガス冷却設備〈18、19〉、排ガス処理設備〈20から29まで〉、余熱回収設

備〈30、31〉、通風設備のうち誘引ファン、循環ファン及び煙道〈33、34、37〉、灰出コンベヤ等を除く灰出設備〈40から45まで〉、雑用空気圧縮機〈50〉、蒸気タービン等を除く余熱利用設備〈52、53〉は、いずれも、ばい煙処理用機械装置に該当する。なお、この点については、当事者間に争いがない。

c 汚水処理装置

受入供給設備のうち汚水タンク、汚水ポンプ及び汚水噴霧ノズル〈3から5まで〉は、汚水処理用機械装置に該当する（なお、原告の主張を前提としても耐用年数〔7年〕に差異はなく、実質的には争いがない。）。

d その他の機械

蒸気タービン等〈51、54〉は、機械及び装置に該当する。なお、原告は、これらの設備がばい煙処理用機械装置に該当すると主張する。

(オ) 付帯設備等の配賦

機械関係設計費〈66〉のうち煙突以外に配賦する部分、給排水設備〈46から49まで〉、電気計装設備〈55、56〉、及び付帯設備のうち予備品・消耗品を除く各設備等〈57、58、60から65まで〉は、機械及び装置に共通して要した工事費等であるし、土木建築工事のうちその他基礎〈74〉は、機械基礎工事に係る費用であるから、いずれも前記(エ) a から d までの区分別の第二次配賦後の金額の割合（別紙1の「第三次配賦」欄に区分ごとに掲記した百分率表示）に応じて配賦する。

(カ) 以上の結果は別紙1の「第三次配賦」欄記載のとおりである。

エ 割賦手数料及び借入金利息の配賦（第四次配賦）

割賦手数料及び借入金利息は、B取得のために共通して要した費用であるから、第三次配賦後の額の割合に応じて配賦し、その結果は別紙1の「第四次配賦」欄記載のとおりである。

なお、端数処理の関係上、配賦割合の合計が100.0001%となるため、100%を超える部分については、最も計算上の影響が少ないと認められる「その他の機械」の項目から減算し、計算上の配賦額合計と実際の配賦額合計との間に2円の差が生ずるので、最も計算上の影響が少ないと認められる「高温焼却装置」及び「ばい煙処理装置」から各1円ずつ減算した。

オ 除鉄マンガン装置の配賦（第五次配賦）

除鉄マンガン装置は、Bの機械及び装置共通の補助装置であるから、第四次配賦後の機械及び装置の額の割合に応じて配賦し、その結果は別紙1の「第五次配賦」欄記載のとおりである。

カ 以上の配賦基準に従って計算すると、各設備等の取得価額は、別紙1の「第五次配賦」欄の「減価償却資産の取得価額（⑤－⑥）」の項のとおりとなる。

(2) Bの普通償却限度額の計算

上記(1)で計算した各設備ごとの取得価額及び別紙7の「被告主張」、「耐用年数」欄記載の耐用年数を前提に、本件各事業年度におけるBの普通償却限度額を計算すると、以下のとおりである（なお、その計算過程は、別紙9及び同10のとおりである。）。

ア 平成13年8月期の普通償却限度額 3億0150万3089円

イ 平成14年8月期の普通償却限度額 2億4349万6600円

(3) Dの減価償却の基礎となる各設備の取得価額の計算及び普通償却限度額の計算

ア 本件リース物件の取得価額

(ア) Iシステム一式に含まれるIシステム用ノズル(予備品)は、消耗品であるところ、その取得価額は、Iシステム用ノズルの価額とその他の設備の価額の割合に応じて、これらに共通する費用である値引額とリース契約利息の合計額を配賦して計算すると、299万3847円となり、Iシステム一式の減価償却の基礎となる取得価額は7987万8153円である(なお、その詳細は別紙3の「F(株)」の項記載のとおりである。)

(イ) 焼却炉設備一式は、前記(第4の3[被告の主張](3)イ)のとおり、耐用年数が7年の設備と17年の設備から構成されているところ、これらの設備の取得価額は、これらの設備の価額の割合に応じて、これら設備の取得のための共通の費用である配管設備等に係る費用を配賦して計算すると別紙3のとおりとなる(別紙3の「本件リース物件」「C」「合計」の項の「ばい煙処理用装置」欄及び「焼却装置」欄のとおりである。)

イ 自社取得部分の取得価額

自社取得部分に係る工事等の明細は、別紙3の「自社取得部分」の項のとおりである。

ウ 本件リース物件及び自社取得部分の普通償却限度額

上記ア、イを前提に、本件リース物件及び自社取得部分の本件各事業年度の普通償却限度額を計算すると、以下のとおりである(なお、その計算過程は、別紙11のとおりである。)

(ア) 平成13年8月期の普通償却限度額 5197万9249円

(イ) 平成14年8月期の普通償却限度額 5753万8402円

(4) 平成13年8月期に係る法人税額の計算

ア 所得金額の計算

(ア) 申告所得金額 2761万1121円

(イ) 普通償却限度超過額 6813万8919円

原告は、平成13年8月期の普通償却による損金経理として4億2162万1257円を計上しているが、同期の普通償却限度額は、3億5348万2338円(前記(2)アと上記(3)ウ(ア)の合計額)であるから、当該金額を超える6813万8919円が普通償却限度超過額となる。

(ウ) 特別償却準備金の取崩し額 1898万7962円

原告は、特別償却額を積み立てることにより、平成10年8月期において、特別償却準備金として5億3940万0228円を積み立てていたが、Bの各設備及びそれ以外の設備の取得価額に基づいて平成10年8月期の特別償却限度額を計算すると、特別償却限度額は4億0648万4489円となり、原告が平成10年8月期において損金の額に算入した特別償却準備金5億3940万0228円との差額1億3291万5739円は、平成10年8月期の損金の額に算入されず、租税特別措置法(平成10年法律第23号による改正前のもの。)52条の3の規定により、平成10年8月期に生じた特別償却限度超過額(特別償却準備金積立超過額)1億3291万5739円のうち、平成13年8月期の月数12を乗じて、これを84で除した1898万7962円は、損金の額に算入される。

(エ) 消耗品費の損金算入額 299万3847円

(オ) 雑損失の損金算入額 4円

(カ) 寄付金の損金算入額 57万6964円

(キ) 所得金額 7 3 1 9 万 1 2 6 3 円

原告の平成13年8月期の所得金額は、申告所得金額（上記(ア)）に普通償却限度超過額（上記(イ)）を加算し、特別償却準備金の取崩し額（上記(ウ)）、消耗品費の損金算入額（上記(エ)）、雑損失の損金算入額（上記(オ)）及び寄付金の損金算入額（上記(カ)）を減算した金額である。

イ 納付すべき法人税額

(ア) 所得金額に対する法人税額 2 1 3 1 万 7 3 0 0 円

原告の平成13年8月期所得金額（上記(キ)）に、国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた金額に、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号。以下「負担軽減措置法」という。）16条1項1号に規定する税率（すなわち、年800万円以下の金額に税率100分の22を乗じて計算した金額に、年800万円を超過した金額に100分の30を乗じて計算した金額を加算する。）を乗じた金額である。

(イ) 所得税額の控除額 1 5 6 万 2 1 5 5 円

(ウ) 差引所得に対する法人税額 1 9 7 5 万 5 1 0 0 円

所得金額に対する法人税額（上記(ア)）から、所得税額の控除額（上記(イ)）を控除した金額の100円未満の端数を切り捨てたもの（通則法119条1項）である。

(エ) 納付すべき法人税額 1 3 6 7 万 4 0 0 0 円

差引所得に対する法人税額（上記(ウ)）から、既に納付の確定した法人税額608万1100円を控除した金額である。

ウ 過少申告加算税 2 0 5 万 0 5 0 0 円

納付すべき法人税額（上記(エ)）の1万円未満の端数を切り捨て（通則法118条3項）、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額に、当該納付すべき法人税額（ただし、1万円未満の端数を切り捨てたもの。）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

(5) 平成14年8月期について

ア 所得金額の計算

(ア) 申告所得金額 3 億 2 4 5 8 万 1 5 9 5 円

(イ) 普通償却限度超過額 5 2 2 1 万 2 5 8 6 円

原告は、平成14年8月期の普通償却による損金経理として3億5324万7588円を計上しているが、同期の普通償却限度額は、3億0103万5002円（前記(2)イと同(3)ウ(イ)の合計額）であるから、当該金額を超える5221万2586円が普通償却限度超過額になる。

(ウ) 特別償却準備金の取崩し額 8 7 万 1 8 8 1 円

前記（(4)ア(ウ)）のとおり、Bの各設備及びそれ以外の設備の取得価額に基づいて計算した平成10年8月期の特別償却限度額は、4億0648万4489円であり、当該金額に平成14年8月期の月数12を乗じて、これを84で除した5806万9213円は、平成14年8月期の益金に算入される。そうすると、原告が平成14年8月期に益金の額に算入した6799万9135円から、損金の額に算入した905万8041円と益金の

額に算入されるべき５８０６万９２１３円との合計額６７１２万７２５４円を控除した
８７万１８８１円は、損金の額に算入される。

(エ) 雑収入計上額の損金算入額 ３６８０万７１１９円

原告が、平成１４年８月期において、雑収入として益金の額に算入した３６８０万７
１１９円は、平成１３年８月期法人税の更正処分により、Ｂの普通償却限度超過額として、
原告の平成１３年８月期の所得の金額に加算されたものであるから、損金の額に算入され
る。

(オ) 雑損失の損金算入額 １１０円

(カ) 事業税の損金算入額 ４３７万５７００円

平成１３年８月期法人税の更正処分による所得金額の増加に伴い、同事業年度に係る未
納事業税４３７万５７００円は、損金の額に算入される。

(キ) 寄付金の損金算入額 １２万６９７２円

(ク) 所得金額 ３億３４６１万２３９９円

原告の平成１４年８月期の所得金額は、申告所得金額（上記ア）に普通償却限度超過
額（上記イ）を加算し、特別償却準備金の取崩し額（上記ウ）、雑収入計上額の損金
算入額（上記エ）、雑損失の損金算入額（上記オ）、事業税の損金算入額（上記カ）
及び寄付金の損金算入額（上記キ）を減算した金額である。

イ 納付すべき法人税額

(ア) 所得金額に対する法人税額 ９９７４万３６００円

原告の平成１４年８月期の所得金額（上記ア（ク））に、通則法１１８条１項の規定によ
り１０００円未満の端数を切り捨て、負担軽減措置法１６条１項１号に規定する税率を乗
じて計算した金額である。

(イ) 法人税額の特別控除額 ８１８万５７６１円

(ウ) 使途秘匿金額に対する税額 ６８万００００円

(エ) 所得税額の控除 ８８万３９５９円

(オ) 差引所得に対する法人税額 ９１３５万３８００円

上記所得金額に対する法人税額（上記ア）に、使途秘匿金額に対する法人税額（上記
ウ）を加算し、法人税額の特別控除額（上記イ）及び所得税額の控除額（上記エ）
を控除した金額（ただし、通則法１１９条１項により、その１００円未満の端数を切り捨
てたもの。）である。

(カ) 納付すべき法人税額 ３００万９３００円

差引所得に対する法人税額（上記オ）から、既に納付の確定した法人税額８８３４万
４５００円を控除した金額である。

ウ 過少申告加算税 ３０万００００円

納付すべき法人税額（上記イ（カ））の１万円未満の端数を切り捨て（通則法１１８条３項）、
これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額である。

7 被告が主張する消費税額等

以上を前提として、被告が主張する平成１４年８月課税期間及び平成１５年８月課税期間の差
引納付すべき消費税額、差引納付すべき譲渡割額及び過少申告加算税額は、以下のとおりである。

(1) 平成１４年８月課税期間

ア 消費税額について

(ア) 課税標準額	105億1776万0000円
(イ) 課税標準額に対する消費税額	4億2071万0400円
(ウ) 仕入税額控除の額	2億6748万3010円

本件各リース取引は、前記（第4の3 [被告の主張]）のとおり、法人税法施行令136条の3により、本件リース物件の売買があったものとみなされるから、平成14年8月課税期間の本件各リース料に係る消費税は、同期間において、消費税法30条1項による課税仕入れに係る消費税額として、課税標準額に対する消費税額から控除できない。したがって、仕入税額控除の額は、平成14年8月課税期間の更正処分による控除対象仕入税額2億6946万9730円から、同期間の本件各リース取引に基づくリース料に係る消費税198万6720円を控除した金額である。

(エ) 返還等対価に係る消費税額	8万7757円
(オ) 差引消費税額	1億5313万9600円

課税標準額に対する消費税額（上記(イ)）から、仕入税額控除の額（上記(ウ)）及び返還等対価に係る消費税額（上記(エ)）を控除した額の100円未満の端数を切り捨てたもの（通則法119条1項）である。

(カ) 差引納付すべき消費税額	198万6700円
差引消費税額（上記(オ)）から、既に納付の確定した消費税額1億5115万2900円を控除した額である。	

イ 地方消費税額について

(ア) 課税標準となる消費税額	1億5343万2000円
(イ) 納付すべき譲渡割額	3835万8000円
納付すべき譲渡割額は、課税標準となる消費税額（上記(ア)）に、地方税法72条の83に規定する税率100分の25を乗じた金額である。	
(ウ) 差引納付すべき譲渡割額	49万6700円

納付すべき譲渡割額（上記(イ)）から、既に納付の確定した譲渡割額3786万1300円を控除した金額である。

(2) 平成15年8月課税期間

ア 消費税額について

(ア) 課税標準額	120億0536万6000円
(イ) 課税標準額に対する消費税額	4億8021万4640円
(ウ) 仕入税額控除の額	3億6797万9216円

本件各リース取引は、前記（第4の3 [被告の主張]）のとおり、法人税法施行令136条の3により、本件リース物件の売買があったものとみなされるから、平成15年8月課税期間の本件各リース料に係る消費税は、同期間において、消費税法30条1項による課税仕入れに係る消費税額として、課税標準額に対する消費税額から控除できない。したがって、仕入税額控除の額は、平成15年8月課税期間の更正処分による控除対象仕入税額3億6996万5936円から、同期間の本件各リース取引に基づくリース料に係る消費税198万6720円を控除した金額である。

(エ) 返還等対価に係る消費税額	4万8726円
------------------	---------

(オ) 差引消費税額 1億1218万6600円

課税標準額に対する消費税額（上記(イ)）から、仕入税額控除の額（上記(ウ)）及び返還等対価に係る消費税額（上記(エ)）を控除した額の100円未満の端数を切り捨てたもの（通則法119条1項）である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 198万6700円

差引消費税額（上記(オ)）から、既に納付の確定した消費税額1億1019万9900円を控除した額である。

イ 地方消費税額について

(ア) 課税標準となる消費税額 1億1218万9700円

(イ) 納付すべき譲渡割額 2804万7400円

納付すべき譲渡割額は、課税標準となる消費税額（上記(ア)）に、地方税法72条の83に規定する税率100分の25を乗じた金額である（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの。）。

(ウ) 差引納付すべき譲渡割額 49万6700円

納付すべき譲渡割額（上記(イ)）から、既に納付の確定した譲渡割額2755万0700円を控除した金額である。

ウ 過少申告加算税について 7000円

差引消費税額（上記ア(オ)）と納付すべき譲渡割額（上記イ(イ)）との合計から、原告が平成15年10月28日、泉大津税務署長に対して確定申告した平成15年8月課税期間の消費税等の差引納付すべき消費税額1億1212万7100円と差引納付すべき譲渡割額2803万2500円との合計額を控除した金額7万4400円（ただし、1万円未満の端数を切り捨てたもの。）に100分の10を乗じた金額である。

第5 争点に対する判断

1 争点(1)（訴えの利益）について

原告の平成15年8月期更正処分の取消しを求める訴えについて、訴えの利益が認められるか否かを検討する。

前記（第2の3）前提事実のとおり、平成15年8月期更正処分は、原告の平成14年8月期に係る事業税を損金の額に算入したことにより、原告が平成16年6月28日付け修正申告において翌期に繰り越す欠損金額8408万7915円としていたのを、9456万5364円（平成20年10月6日付けの減額再更正処分後は9518万6111円。）に改めたものである。そうすると、平成15年8月期更正処分は、翌期に繰り越す欠損金の額を増額させるという原告に利益を与える処分であるから、原告は同処分の取消しを求める訴えの利益を欠くというべきである。

この点について、原告は、平成16年8月期の事業年度においてGを連結親法人とする連結決算を採用したことから、平成15年8月期更正処分による欠損金を翌年度以降に繰り越すことができず（法人税法81条の9参照）、現実には事業税を支払った事業年度の損金に算入することができなくなるという不利益を被ったと主張する。

しかしながら、翌期に繰り越す欠損金を増額する法人税の更正処分については、翌事業年度以降の所得の金額の計算において、当該増額された欠損金を超える額の損金の算入が認められなくなるという意味で、当該欠損金の額を確定させるという効力を有するものの、それ以上に、欠損

金を算出する所得計算過程の個々の益金及び損金の項目及び金額を確定させ、更正処分が取り消されない限り、それと異なる納税義務者の主張を一切排除するという効力を有するものと解することはできない。原告の主張する不利益は、原告が事業税を損金算入すべきものとする事業年度の所得計算において損金算入を行った上で、申告を行い、あるいは、課税処分の不服申立てを行うなどの方法で解消すべきものであり、欠損金を増額する法人税の更正処分の取消しの訴えについて、訴えの利益を基礎付けるものではないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用できない。

以上より、原告の平成15年8月期更正処分の取消しを求める訴えは不適法というべきである。

2 争点(2) (Bの耐用年数) について

(1) 認定事実

前記(第2の3)前提事実、証拠(甲3、27から29まで、46、乙4、証人乙)及び弁論の全趣旨によれば、Bの各設備等について、以下の事実を認めることができる。

ア Bの処理能力について

Bは、原告H事業所内において、破碎選別処理施設から排出された建設混合廃棄物の可燃物や廃プラスチックを焼却処理により減容化する目的の施設であり、その焼却能力は、24時間当たり150トン(このほかに再燃焼室に噴射焼却される汚水48トン)である。

Cは、Bについて、焼却能力につき乾燥状態において不燃物を含む焼却灰の熱灼減量が10パーセント以下であること、排ガス処理能力につきばいじん量が 0.1 g/Nm^3 、硫酸化物量がK値10以下、塩化水素量が 325 mg/Nm^3 (200ppm)以下、窒素酸化物量が150ppm以下であることを保証している。

イ Bの各設備について

(ア) Bに搬入された廃棄物は、感染性廃棄物である医療器具を除いて、廃棄物ピットに投入され、感染性廃棄物である医療器具は、廃棄物コンベヤを使用して、ロータリーキルンに投入される。

(イ) 廃棄物ピットは、廃棄物を一時貯留するための設備である。Bが24時間稼働(連続炉)しており、その関係で、廃棄物ピットは、廃棄物を安定供給するため、Bの処理能力の約3日分の処理量を貯留できる。

廃棄物ピットの内壁はコンクリートの打放しであるが、壁面4面のうち南北方向に平行する2面の壁の上端部は、工場棟上屋1階床部分に直角に接合し、東西方向に平行する2面の壁は、廃棄物ピットの壁部分であるとともに工場棟上屋の基礎部分をなしている。廃棄物ピットの上部空間は、工場棟上屋の天井付近に設置された廃棄物クレーン及びその走行レールの位置までが障害物のない空間となっている。

廃棄物ピットは、貯留中の廃棄物が周辺地域に舞い上がったり、浸出水が流出したり、あるいは悪臭が出たりするなどの二次公害を防止するため、廃棄物ピットを基礎とした建物(工場棟上屋)と一体となって悪臭等が外部に漏れ出さないようにしている。

(ウ) 廃棄物クレーンは、廃棄物ピットに貯留された廃棄物を攪拌・破碎し、投入ホッパに供給する設備である。廃棄物クレーンによる廃棄物の攪拌・破碎は、廃棄物を均一化・安定化させ、焼却炉における廃棄物の安定燃焼、高温燃焼、完全燃焼を可能にし、燃焼段階における黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物等の抑制を可能にする。廃棄物クレーンにおける上記攪拌・破碎作業は手動で行われ、投入ホッパへの供給作業は自動制御方式で行

われており、廃棄物クレーンは、その稼働時間の約6割が攪拌・破砕作業のために用いられ、約4割が投入ホッパへの供給作業のために用いられている。

(エ) 投入ホッパは、ロータリーキルンに廃棄物を投入するための設備であり、廃棄物は、投入ホッパから給じん装置を経由してロータリーキルンに投入される。投入ホッパは、二重ダンパ構造になっており、これと誘引ファンにより、内部をマイナス気圧にし、廃棄物や悪臭、熱風等が外部に出ないようにするとともに、ロータリーキルンを外気から遮断し、ロータリーキルン内での廃棄物の蒸し焼きを可能にしている。

(オ) ロータリーキルンは、投入ホッパから供給された廃棄物を回転させて、攪拌・混合させながら、再燃焼室からの輻射熱により、廃棄物を乾燥させ、プラスチックは熱分解により気化させて燃焼ガスを取り出して再燃焼室に供給するとともに、表面燃焼しやすい状態に加熱、乾燥させた未燃・未分解固形物等を後燃焼ストーカに定量かつ連続的に供給している。その際、バグフィルター通過後の酸素が少ない燃焼ガスを循環ファンを利用してロータリーキルン内に取り込むことによって、燃焼を抑制している。

ロータリーキルンの設置目的は、廃棄物を低温・低酸素下で抑制燃焼（蒸焼）させることによって、再燃焼室における揮発性ガスの安定的な完全燃焼を可能にし、黒煙・すす、一酸化炭素及びダイオキシン類等の発生を抑制することにある。

(カ) 後燃焼ストーカは、ロータリーキルンで燃焼させた後の未燃・未分解固形物等の残渣を完全燃焼させるための設備であり、再燃焼室の下部を構成し、底部の火格子下から押込ファンで空気を送り込み、火格子の往復運動により、廃棄物を攪拌させ、ロータリーキルンで気化しない固形部分を完全燃焼させている。後燃焼ストーカでの燃焼残渣は、可動式の火格子によって移動され、後燃焼ストーカ下の再燃焼室ピット内に設置された灰出コンベヤ等によってB外へ搬出される。

後燃焼ストーカ上の高温燃焼は、黒煙・すす、一酸化炭素及びダイオキシン類等の発生を抑制し、上部の再燃焼室における完全燃焼、高温燃焼を促進し、後燃焼ストーカ上で発生した高温ガスは、上部の再燃焼室に移動し、更に高温に加熱される。

(キ) 再燃焼室は、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカで発生したガス等を燃焼させる部分である。再燃焼室内には、押込ファンによる加圧した大量の空気が底部及び壁面から送り込まれ、ロータリーキルンから供給される燃焼ガスと空気が攪拌し、850℃以上の高温で完全燃焼を可能にし、完全燃焼した高温のガスを2秒以上炉内に滞留させており、さらに、助燃バーナを設置して、高温での完全燃焼を維持している。

これらの燃焼及び滞留により、燃焼時に合成されたダイオキシン類を分解し、黒煙・すす及び一酸化炭素を酸素と結合させて二酸化炭素に転換し、燃焼に伴い発生した窒素酸化物とロータリーキルンで発生したアンモニアとの気相反応により窒素ガスと水に還元している。

再燃焼室には、汚水噴霧ノズルを設置することにより、汚水を焼却処理するだけでなく、再燃焼室内の温度を制御し、窒素酸化物の発生を抑制することを可能にしている。

(ク) 再燃焼室を出た燃焼ガスは、廃熱ボイラ、ガス冷却用熱交換機、反応蒸発塔において、順次冷却され、バグフィルターでの処理を経た後、煙突から大気中へ放出される。

(2) 減価償却資産の単位とその分類について

ア 原告は、Bが相互に連動して一連の処理を行うべく設計され、一体として設置されたもの

であり、各部分が不可分一体のものとなっていることから、Bは、一つの減価償却資産（機械及び装置）として評価されるべきであると主張する。そこで、減価償却資産の単位について検討する。

法人税法2条23号は、減価償却資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいうとし、これを受けた同法施行令13条は、減価償却資産として、建物及びその附属設備（1号）、構築物（2号）、機械及び装置（3号）、船舶（4号）、航空機（5号）、車両及び運搬具（6号）、工具、器具及び備品（7号）、無形固定資産（8号）、生物（9号）を列挙し、建物、構築物、機械及び装置等を明確に区別している。そして、同法施行令56条は、減価償却資産の耐用年数等は財務省令で定めるとし、これを受けた省令1条は、減価償却資産の耐用年数について、同法施行令13条の上記各資産の区別を前提とした上で、その構造又は用途、細目に応じた耐用年数をそれぞれ定め（別表第一から第四まで）、省令2条は、上記資産のうち特殊な減価償却資産の耐用年数として、構築物、機械及び装置等について、各細目ごとに耐用年数をそれぞれ定めている（別表第五から第八まで）。

このように法人税法、同法施行令及び省令が各減価償却資産ごとにその構造又は用途等に依りて耐用年数を定めていることに加えて、減価償却資産の耐用年数が、通常考えられる維持補修を加える場合において、その資産の本来の用途、方法により、その効用の持続する年数として定められたものであること（乙11）を併せ考えれば、ある資産が減価償却資産としての「建物」、「構築物」又は「機械及び装置」等のうちのいずれに該当するかは、当該資産が社会通念上一つの効用を有すると認められる単位ごとに判断するのが相当というべきである。

このような観点からB全体及びその各設備を検討するに、前記前提事実（第2の3(2)エ）及び前記認定事実（第5の2(1)イ）のとおり、Bの受入供給設備である廃棄物ピット、廃棄物クレーン及び廃棄物コンベヤ、焼却設備である投入ホッパ、給じん装置、ロータリーキルン、後燃焼ストーカ、油圧ユニット、再燃焼室、助燃バーナ、補助燃料タンク、補助燃料供給ポンプ及び羽口金物冷却ファン、通風設備である押込ファン及び風道、灰出設備である灰出コンベヤ及び焼却灰移送コンベヤ、並びに余熱利用設備である蒸気タービン等は、それぞれ上記前提事実及び認定事実に摘示のと通りの独立の機能・効用を有すると認めることができ、これらの各設備をそれぞれ一つの減価償却資産にとらえた上で、個別に償却期間を定めて減価償却するのが相当というべきである。また、仮に、原告主張のとおり、Bを一つの減価償却資産にとらえたとしても、同施設の目的は、破碎選別処理施設から排出された建設混合廃棄物の可燃物や廃プラスチック等の産業廃棄物を焼却処理により減容化することにある（前記認定事実（第5の2(1)ア））、ばい煙を発生させる焼却処理施設と評価することになるから、B全体をもってばい煙処理の用に供する施設ということはできず、同様に汚水処理用減価償却資産ともいえない。したがって、いずれにしても原告の上記主張は採用できない。

イ 本件において、Bの各設備のうち法人税法施行令13条各号のいずれの区分に該当するかについて争いがあるのは、廃棄物ピットであり、その他の部分が同条3号の「機械及び装置」に当たることは争いがない（ただし、ばい煙処理用機械装置に該当するか否かという点で争いがある。）。そこで、廃棄物ピットが「建物」と「機械及び装置」のいずれに該当するのか

検討する。

(ア) 前記前提事実(第2の3(2)エ(ア)a)及び前記認定事実(第5の2(1)イ(イ))によれば、廃棄物ピットは、①工場棟上屋の地下部分に設けられた鉄筋コンクリート造の工作物であり、外部から搬入された廃棄物を貯留する設備であり、廃棄物ピットそれ自体では廃棄物に対して何らかの作用を加えるものではないこと、②廃棄物ピットの上部空間は、屋根まで吹き抜けとなっており、廃棄物クレーン及び投入ホッパと合わせ、4階建て相当の工場棟上屋に覆われていること、③廃棄物ピットの壁面4面のうち南北方向に平行する2面の壁の上端部は、工場棟1階床部分に直角に接合し、東西方向に平行する2面の壁面は廃棄物ピットの壁であるとともに工場棟上屋の基礎部分をなしていること、④廃棄物ピットの上部空間は、工場棟上屋の天井付近まで空間になっており、工場棟上屋とともに、廃棄物を外界から遮断する機能を有していることが認められる。

これらの事実に加えて、仕様書(甲28)において、廃棄物ピットが土木建築の項目に記載されており、C作成の各見積書(甲4、5、乙5)においても廃棄物ピットが工場棟上屋の基礎工事の価額に含めて計上されていることを併せて考えれば、廃棄物ピットは、それ自体で単一の資産と評価するのではなく、工場棟上屋と一体をなす建物の基礎として評価するのが相当である(なお、工場棟上屋を「建物」と評価すべきことは、当事者間に争いがない)。

そうすると、工場棟上屋が「その他の建物」として、31年の耐用年数が適用されるのであるから、工場棟上屋の基礎である廃棄物ピットについても同じ耐用年数を適用すべきである。

(イ) この点について、原告は、①廃棄物ピットは、廃棄物クレーンによる廃棄物の破碎・攪拌・混合の作業を可能にし、「機械及び装置」に該当する、②廃棄物ピットの側壁が工場棟上屋の基礎として利用されていないと主張する。

しかしながら、上記①について、「機械及び装置」とは、剛性のある物体から構成され、一定の相対運動をする機能を有し、それ自体が仕事をするものと解されるところ、廃棄物ピットは、廃棄物を貯留するにとどまり、それ自体何らかの相対運動をする機能を有するものとは認められない。なお、確かに、廃棄物ピット内では廃棄物クレーンによる廃棄物の破碎・攪拌・混合が行われるが、この作業は、あくまでも廃棄物クレーンによるものであり、これをもって廃棄物ピットが廃棄物に対して何らかの相対運動ないし仕事をしていると評価することはできない。したがって、原告の上記①の主張は採用できない。

また、上記②について、かかる原告の主張を前提にすれば、廃棄物ピットは、その構造上、鉄筋コンクリートを主要部材質とする地下約10mまで掘り下げられた容積約1500m³の空間であるから、「土地に定着する土木設備又は工作物」である「構築物」(法人税法施行令13条2号)に該当するといわざるを得ず、その耐用年数は、種類「構築物」の、構造又は用途「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)」の、細目「その他のもの」として、60年となり(別表第一参照)、被告が主張する耐用年数31年より長くなり、原告の上記②の主張はそれ自体失当といわざるを得ない。この点をおくとしても、原告が工場棟上屋の基礎に当たると主張する部分は、幅約70cm、奥行70cm、高さ106cmのコンクリート片にすぎず、これのみを工場棟上屋の基礎とみることにはできない。かえって、証拠(甲28、49、乙18)によれば、本件契約書の仕

様書によっても廃棄物ピットの側壁は工場棟の上屋の壁と同一線上にあり、原告が主張する上記コンクリート片も廃棄物ピットの側壁の上に設置されていることが認められるのであるから、原告の上記②の主張をもって、廃棄物ピットが工場棟上屋の基礎であるとの前記認定を覆すには足りないというべきである。したがって、原告の上記②の主張は採用できない。

(3) 機械及び装置に該当する資産の耐用年数について

ア ばい煙処理用減価償却資産の意義

前記（第2の2）法令等の定めのとおり、省令1条は、一般の減価償却資産の耐用年数について、機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数を別表第一に、機械及び装置の耐用年数を別表第二に定めるところによると規定し、省令2条は、特殊の減価償却資産の耐用年数について、上記規定にかかわらず、汚水処理の用に供されている減価償却資産で別表第五に掲げるものは同表に、ばい煙処理の用に供されている減価償却資産で別表第六に掲げるものは同表に定めるところによると規定しており、これらの規定に照らせば、省令は、ばい煙処理用減価償却資産に係る償却期間の規定を一般的な減価償却の方法の例外として位置付けているものと解することができる。

また、昭和38年の税制改正において省令2条が規定された趣旨は、当時、産業の発展と人口の集中により、ばい煙、有毒ガス等による大気汚染が激しくなり、大気汚染を積極的に防止するための設備については、特に短い耐用年数により償却を認め、企業が設備の更新をし易くし、新しいばい煙処理技術の導入を促進するとともに、そのような企業の社会的努力に応えようという配慮から定められた点にあることからすれば（乙3）、省令2条は公害防止という政策的な観点から定められた規定というべきである。

このような省令の規定及び省令2条が公害防止という政策的な観点から定められたものであることに照らせば、「ばい煙処理・・の用に供されている減価償却資産」（省令2条2号）とは、工場等内で生じたばい煙等を公害の生ずるおそれのない状態で排出するため、特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産をいうと解するのが相当である。具体的には、ばい煙処理の用に直接供されている設備のほか、ばい煙を当該設備に送る配管や、排ガスの冷却器、通風機、ダスト搬送機、同貯留器等が含まれると解すべきである（耐用年数通達2-22-1、2-22-3参照）。

イ 以上を前提に、Bの機械及び装置のうちばい煙処理用機械装置に該当するか否か争いがあるもの（別紙7参照）について検討する。

(ア) 廃棄物クレーン、廃棄物コンベヤ、投入ホッパ、給じん装置について

- a 前記前提事実（第2の3(2)エ）及び前記認定事実（第5の2(1)イ）によれば、①廃棄物クレーンは、廃棄物ピットに貯留された廃棄物を破碎及び攪拌し、廃棄物を均一化・安定化させ、投入ホッパに廃棄物を供給する機械及び装置であること、②投入ホッパ及び給じん装置は、ロータリーキルンに廃棄物を供給するための機械及び装置であること、③廃棄物コンベヤは、感染性廃棄物をロータリーキルンへ供給するための機械及び装置であること、④これらの工程によって、燃焼段階における廃棄物の安定燃焼、完全燃焼を可能にし、黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物等の発生が抑制されることが認められる。

これらの事実を照らせば、廃棄物クレーン、廃棄物コンベヤ、投入ホッパ及び給じん

装置は、いずれも廃棄物を安定燃焼させることを主たる目的とした機械及び装置というべきであり、特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産ということはできず、実際にもばい煙処理の用に供されていると認めることはできない。

そうすると、これらの設備は、機械及び装置であり、省令２条２号のばい煙処理用機械装置とはいえず、省令１条２項２号の別表第二を適用し、その主要部材質は金属であるから、別表第二の番号３６９の細目「主として金属製のもの」として１７年の耐用年数とすべきである。

- b この点について、原告は、廃棄物クレーン、投入ホッパ及び給じん装置が燃焼段階における黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物等の有害物質の発生を抑制することから、これらがばい煙処理用機械装置に該当すると主張する。しかしながら、廃棄物クレーン、投入ホッパ及び給じん装置の主たる機能は、廃棄物の運搬及び供給にあり、その目的も廃棄物を安定燃焼させることにあることは前記のとおりであるから、廃棄物クレーン、投入ホッパ及び給じん装置の設置がばい煙の発生を抑制するという観点から有用だとしても、これをもって、これらの設備がばい煙処理用機械装置に該当するとはいえず、原告の上記主張は採用できない。

(イ) ロータリーキルン、後燃焼ストーカ、油圧ユニット、再燃焼室、助燃バーナ、補助燃料タンク、補助燃料供給ポンプ、及び羽口金属冷却ファンについて

- a 前記前提事実（第２の３(２)エ）及び前記認定事実（第５の２(１)イ）によれば、①ロータリーキルンは、投入ホッパから供給された廃棄物を回転させて、攪拌・混合させながら、再燃焼室からの輻射熱により、廃棄物を乾燥あるいは熱分解してガス化させて燃焼させる装置であること、②後燃焼ストーカは、ロータリーキルンにおいて燃焼させた廃棄物の未燃・未分解固形物等の残渣を完全燃焼させる設備であり、油圧ユニットは、容器廃棄物供給用プッシャーを作動させて後燃焼ストーカとともに燃焼機能を果たす設備であること、③再燃焼室は、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカで発生したガス等を高温で完全燃焼させる設備であること、④助燃バーナは、再燃焼室の温度維持を行うものであり、補助燃料タンクは、助燃バーナ用の補助燃料を貯留するものであり、補助燃料供給ポンプは、助燃バーナに補助燃料タンクから燃料を供給するポンプであり、羽口金属冷却ファンは、ロータリーキルンの羽口部を冷却する設備であること、⑤これらの工程によって、燃焼段階の黒煙・すす、一酸化炭素及びダイオキシン類等の発生を抑制し、また、その過程において、ダイオキシン類の分解、黒煙・すす及び一酸化炭素の二酸化炭素への転換、燃焼に伴い発生した窒素酸化物とアンモニアの気相反応による窒素ガスと水への還元等の化学反応等が行われていることが認められる。

これらの事実によれば、上記各設備の主たる目的は、廃棄物を焼却して減容させ、完全燃焼させることにあり、これらはBの基本的、中核的な焼却設備というべきである。そうだとすれば、上記ロータリーキルンから再燃焼室までの工程において、ばい煙の発生が抑制され、化学反応等によりばい煙等の有害物質を排除する処理が行われ、それが公害防止のために有用であることを考慮したとしても、上記各設備の主たる目的、機能はあくまで廃棄物の完全燃焼にある以上、上記各設備が特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産とはいえない。

そうすると、上記各設備は、機械及び装置であり、省令２条２号のばい煙処理用機械

装置とはいえず、省令１条２項２号の別表第二を適用し、その主要部材質は金属であるから、別表第二の番号３６９の細目「主として金属製のもの」として１７年の耐用年数とすべきである。

- b この点について、原告は、ロータリーキルン及び後燃焼ストーカにより、廃棄物の安定燃焼が可能になり、これにより黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物等の排出が抑制されることから、これらの設備がばい煙処理用機械装置に該当すると主張する。しかしながら、これらの設備によって、黒煙・すす、一酸化炭素、窒素酸化物等の排出が抑制されたとしても、これらの設備の主たる目的、機能が廃棄物の完全燃焼にあることは前記のとおりであるから、これらの設備が特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産とはいえず、原告の上記主張は採用できない。

また、原告は、Bの再燃焼室の内部を焼却炉本体と燃焼ガス滞留室に分けた上で、焼却炉本体においては、一酸化炭素等を燃焼させ、二酸化炭素に転換しており、燃焼ガス滞留室においては、燃焼ガス中の黒煙・すす、一酸化炭素等を気相反応により二酸化炭素に転換し、窒素酸化物をアンモニアと反応させて窒素ガスと水に中和、還元し、ダイオキシン類等を熱分解していることをもって、再燃焼室においてばい煙の処理が行われており、ばい煙処理用機械装置に該当すると主張する。しかしながら、Bの契約仕様書（甲２８）にも原告の主張を裏付ける記載はない上、原告の主張によっても燃焼ガス滞留室の位置関係が特定しているとはいえず（甲４６、４８参照）、再燃焼室が一般的には１個の設備と理解されていること（乙３０）にも照らせば、再燃焼室をその構造上、更に区分することができるかは疑問といわざるを得ない。そして、仮に、原告主張のように再燃焼室を焼却炉本体と燃焼ガス滞留室とに分けることができたとしても、原告は再燃焼室を１個の減価償却資産と主張するところ、再燃焼室の主たる目的、機能が廃棄物の完全燃焼にあることは前記のとおりであるから、結局、再燃焼室全体をみれば、再燃焼室は燃焼のための設備といわざるを得ず、燃焼ガス滞留室なる部分において、上記化学反応等が行われ、これが省令２条２号の「その他これらに類する方法による処理」に該当し得るとしても、これをもって、Bの再燃焼室を特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産ということはできないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用できない。

（ウ） 押込ファン及び風道について

前記前提事実（第２の３（２）エ）及び前記認定事実（第５の２（１）イ）によれば、押込ファンは、後燃焼ストーカ及び再燃焼室へ空気を供給する設備であり、風道は、押込ファンで空気を送り込むためのダクトであり、いずれも後燃焼ストーカ及び再燃焼室の附属設備であることが認められる。そうだとすれば、これらの設備は、後燃焼ストーカ及び再燃焼室と同様に焼却設備というべきであり、ばい煙処理用機械装置には該当しないというべきである。そして、押込ファン及び風道の主要部材質は金属であるから、別表第二の番号３６９の細目「主として金属製のもの」として１７年の耐用年数とすべきである。

（エ） 灰出コンベヤ等について

前記前提事実（第２の３（２）エ）によれば、灰出コンベヤ等は、後燃焼ストーカ等から排出された焼却灰を移動させ、外部に搬送させる設備であることが認められ、これによれば、特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産と認めることはできず、ばい煙

処理用機械装置に該当しないというべきである。そして、灰出コンベヤ等の主要部材質は、金属であるから、別表第二の番号369の細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである。

(オ) 蒸気タービン等について

前記前提事実（第2の3(2)エ）によれば、蒸気タービンは、廃熱ボイラで生成された水蒸気によって、タービンを回転させ、それによって発電する設備であり、ドレンタンクは、蒸気タービン内で液体になった水を貯蔵するための設備であり、ドレンポンプはドレンタンク内の水を復水タンクに送るための設備であり、蒸気タービン等は、排ガスの低温化に伴って生じる余熱を有効に利用するための設備であることが認められる。そうだとすれば、蒸気タービン等は、ばい煙処理とは無関係の設備というべきである。そして、蒸気タービン等の主要部材質は、金属であるから、別表第二の番号369の細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである。

3 争点(3)（本件各リース取引の法人税法施行令136条の3該当性）について

(1) 認定事実

前記前提事実（第2の3）、証拠（甲38から42まで、46、乙1、2、7、8、証人乙）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 本件各リース取引について

(ア) 原告は、Eとの間で平成12年4月20日、焼却炉設備一式及びIシステム一式をリース物件とし、リース料の総額（消費税等抜き）を2億9800万8000円とする本件各リース取引を締結した。原告とEは、上記取引時において、原告が本件各リース取引の各リース期間が満了するまで、同取引を解除することができない旨、原告がリース物件の保守・管理のために必要な修理・修復等の一切の行為を負担する旨等の合意をし、実際上も本件各リース物件の保守・修理等は原告において行われている。

Eは、本件各リース取引に係るリース物件を取得するために、物件の取得価額（消費税等抜き）2億4870万0000円、固定資産税1347万5000円、動産総合保険料288万7000円の合計2億6506万2000円を支出した。

(イ) 本件リース取引1に係る改修工事は、Cの施工によって行われたものであり、契約仕様書（甲39）において以下のとおり定められている。

a 工事名称

D向 焼却設備改善工事

b 改善目的

(a) 排ガスCO及び炉温度対策

廃棄物投入時の負荷変動等により、結果として火炉が過負荷になり、不完全燃焼を起こし一酸化炭素が、高濃度で排出されることから、これを改善するために炉頂部に設置されているガス冷却室を別置きにするとともに、炉本体の改修を行い、また、非定常時等に、ガス温度が低下する場合があることから、これを解消するためにバーナを設置し常時800℃以上に保持するとともに、酸素不足による不完全燃焼を防止するために2次空気を適正量供給する。

(b) ダイオキシン対策

ダイオキシン対策としては、上記(a)と排ガス処理（バグフィルター）とが柱とな

り、双方について適正化を図る必要がある。本件改修工事は、火炉側における過負荷時の不完全燃焼対策に限られているので、炉内での生成の抑制の点では改善が期待されるが、煙突出口での濃度として 1 ng/Nm^3 以下を担保するには、排ガス処理側での適正化（温度、活性炭投入など）を考慮する必要があり、これらを考慮すれば 1 ng/Nm^3 以下を維持することが期待できる。

（ウ） 本件リース取引２に係る改修工事は、Fの施工の下に行われ、DにIシステムが設置された。

イ Dの各設備について

（ア） Dは、産業廃棄物（木くず、紙くず、廃プラ等の建築廃材）を焼却処理により、減容化する目的の施設であり、その焼却能力は、24時間当たり50トン（このほかに廃液が1時間当たり1.1 m^3 処理される）である。

Dは、平成5年から稼働していたが、廃棄物の不完全燃焼を主たる原因として、一酸化炭素、ダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、黒煙・すす等の有害物質が発生しており、このような状況を改善するために、炉内の不完全燃焼に対する対策を主たる目的としてDの本件改修工事が行われた。

（イ） Dの各設備について

a ごみピット

ごみピットは、本件改修工事前から設置されており、外部から搬入された廃棄物を貯蔵する設備であり、横幅6.2m、奥行11.2m、深さ8.0m、容量320 m^3 であり、約150トンの廃棄物を投入することが可能である。

ごみピット内部では、クレーンによる解砕攪拌混合作業が行われており、これにより、ストーカにおける安定的な完全燃焼が可能となり、黒煙・すす等の有害物質の排出を抑制することができる。

b ごみクレーン

ごみクレーンは、本件改修工事前から設置されており、クラブバスケット付天井走行方式が採用されたもので、ごみピット内の廃棄物を攪拌、破碎し、投入ホッパに供給する設備であり、1回の作動により、最大2.2トンの廃棄物を吊り上げることができる。

ごみピット内の廃棄物は、ごみクレーンによって、攪拌、解砕、混合され、均一化・安定化し、物質によっては、発酵・分解が促進される。このような前処理を行った廃棄物が焼却炉に供給されることにより、炉内での安定燃焼、高温燃焼、完全燃焼が可能となり、燃焼段階における黒煙・すす等の有害物質の発生を抑制する。

c 投入ホッパ及び給じん装置

投入ホッパ及び給じん装置は、本件改修工事前から設置されており、ストーカに廃棄物を投入するための設備である。

投入ホッパ及び給じん装置は、廃棄物の定量供給及び炉内部を外気から遮断することを目的として設置されており、これにより、焼却炉内での安定燃焼、高温燃焼、完全燃焼が可能となり、燃焼段階における黒煙・すす等の有害物質の発生を抑制する。

d ストーカ（焼却炉）

ストーカは、本件改修工事前から設置されており、投入ホッパから供給された廃棄物を燃焼させるための設備である。

ストーカにおいては、その下部から供給される大量の空気とストーカによる廃棄物の攪拌によって、廃棄物の蒸発燃焼、分解燃焼、表面燃焼が可能になり、さらに、これによって、ストーカ上での安定燃焼、完全燃焼が可能になり、燃焼段階における黒煙・すす等の有害物質の発生を抑制する。

e 再燃焼室

再燃焼室は、本件改修工事によって、ストーカの上部に設置されていたガス冷却室を撤去して設置された施設であり、C作成の契約仕様書には、燃焼設備の項目に記載されている。再燃焼室内部では、ストーカから上昇してくる燃焼ガスを約4秒間滞留させ、その間、再燃バーナによって燃焼ガス及び空気の温度を800℃以上に維持し、OFAノズル（二次燃焼ノズル）からの加圧空気で燃焼ガスと空気を高温で攪拌混合させている。

再燃焼室においては、燃焼ガスと空気の高温での攪拌によって、黒煙・すす及び一酸化炭素が二酸化炭素に転換され、ストーカで発生した窒素酸化物とアンモニア噴霧ノズルから噴霧されるアンモニア水の気相反応により、窒素ガスと水が生成され、熱分解によりダイオキシン類の結合が破壊され、これらの反応により、煙突からの排出ガスの数値がそれぞれ低減している。

f Iシステム

Iシステムは、本件改修工事により、設置されたものであり、再燃焼室の外周に空気噴射用の噴射口が形成された円筒状のノズルを配設し、同ノズルを回転させながら同噴射口から高圧空気を超高速で噴射することで、再燃焼室内に乱流による火炎伝播を生じさせる燃焼用空気供給装置であり、炉内での完全燃焼を目的として設置されたものである。

Iシステムの機能は、再燃焼室内の空気の攪拌、高圧空気により発生する旋回流で、燃焼ガスの滞留時間を増大させ、完全燃焼を図ることにあり、これにより黒煙・すす及び一酸化炭素は二酸化炭素に転換され、ダイオキシン類はその結合が破壊される。

g 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、本件改修工事により、設置されたものであり、ガス冷却塔とその附属設備からなり、附属設備のうち噴射水加圧ポンプや噴射水槽については、既設のものが利用されている。

燃焼ガス冷却設備は、再燃焼室から排出された約800℃から1000℃の燃焼ガスに微粒化した冷却水を噴霧することによって、その温度を約240℃まで低温化する。

ガス冷却設備を出た燃焼ガスは、減温塔において、180℃まで低温化され、反応集じん装置において、有害物質が捕集され、煙突から排出される。

h 通風設備

風道は、本件改修工事により、設置されたものであり、再燃焼室における燃焼ガスと排ガスとの攪拌を促進するための二次空気を供給するために既設風道と再燃焼室の間を新たに接続するために設置されたものである。

煙道は、本件改修工事により、設置されたものであり、再燃焼室とガス冷却室、ガス冷却室と減温塔との間を新たに接続するために設置されたものであり、燃焼ガスを冷却するために敷設されたものである。

(ウ) 本件改修工事によって、Dから排出される有害物質は以下のとおり、減少した。

[対象物質]	[改善前]	[改善後]
ばいじん	0. 0 1 4 g / m ³ N	0. 0 0 5 g / m ³ N
硫黄酸化物	1 4 p p m	5 p p m
窒素酸化物	6 1 p p m	1 1 p p m
塩化水素	1 6 m g / m ³ N	1 0 m g / m ³ N以下
一酸化炭素	1 5 9 p p m	5 p p m

(2) 法人税法施行令 1 3 6 条の 3 のリース取引に該当するか否かについて

ア 前記(第2の2)法令等の定めのとおり、法人税法施行令 1 3 6 条の 3 第1項3号、同3項は、内国法人がしたリース取引のうち、①資産の賃貸借で当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途において解除することができないものであり(同条3項1号)、②当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされており(同条3項2号)、③リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるものである(同条1項3号)場合には、当該リース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの際に当該リース資産の売買があったものとして、所得の金額を計算するものと定めている。

そこで、本件各リース取引が法人税法施行令 1 3 6 条の 3 のリース取引に該当するか検討する。

イ 前記①について

前記認定事実(第5の3(1)ア(ア))のとおり、原告とEは、本件各リース取引について、契約締結の日からリース期間が満了するまで本件各リース取引を解除することができない旨の合意をしており、資産の賃貸借で当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものといえ、本件各リース取引は前記①を満たすといえる。

ウ 前記②について

(ア) まず、本件各リース取引において、賃借人がリース資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができるか否かを検討するに、前記認定事実(第5の3(1))のとおり、本件リース物件である焼却設備(再燃焼室)、燃焼ガス冷却設備、風道・煙道及びIシステムは、既設のDに対して施工された改修工事であり、原告はこれらを利用してDにおいて産業廃棄物の処理を行っていることからすれば、本件各リース取引は、「賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ」るものといえることができる。

(イ) 次に、本件各リース取引において、リース資産の使用に伴って生ずる費用を賃借人が実質的に負担すべきこととされているか否かを検討する。

法人税法施行令 1 3 6 条の 3 第3項2号にいう「賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこと」について、その賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の額の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)とされていることをいうとする法人税基本通達12の2-1-2の基準に特段不合理

なところはなく、当該基準に従って上記要件該当性を判断するのが相当である。

本件において、前記認定事実（第5の3(1)ア(ア)）によれば、本件リース物件のリース料の合計額は2億9800万8000円であること、本件リース物件の価額、固定資産税額及び動産総合保険料の合計額が2億6505万2000円であることが認められる。そうすると、賃貸借期間中に原告が支払うリース料の合計額は、Eにおける賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用の額を超えているといえ、本件各リース取引は、「賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこと」とされている場合に当たるといふべきである。

(ウ) したがって、本件各リース取引は、前記②の要件も満たすといえる。

エ 前記③について

(ア) 前記認定事実（第5の3(1)）及び証拠（甲39、42、乙8から10まで）によれば、再燃焼室は既設のストーカの上部に設置され、風道は既設の風道から再燃焼室まで設置され、煙道は本件改修工事により設置された再燃焼室からガス冷却塔まで及びガス冷却塔から既設の減温塔まで設置されたこと、Iシステムは、再燃焼室の炉本体にIノズルを固着する形で設置されていること、本件改修工事のうちC施工に係る部分の契約仕様書（甲39）には「D向焼却設備改善工事」とされていることが認められる。これらの事実には照らせば、本件リース物件は、Dに固着した機械装置であり、既設の設備の仕様に合わせて設置されたものであり、Dの他の既設設備とともに廃棄物の焼却処理等をする用途で設置され、一連の廃棄物処理の作業工程の一部分を担っているといふことができる。このような本件リース物件の仕様、設置状況及びその用途に照らせば、本件リース物件は、「リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」に該当するといふべきである。

したがって、本件リース物件は、前記③の要件も満たすといえる。

(イ) この点について、原告は、本件リース物件の仕様は、既存の技術を利用したものであり、同業他社等において一般的に用いられており、一般的な販売商品であることから、本件リース物件は、前記③の要件を満たさないと主張する。

しかしながら、本件リース物件が、既設のDの仕様に合わせて固着した形で設置され、Dの一連の廃棄物処理の作業工程の一部分を担っているため、他の産業廃棄物処理施設において利用されるとはにわかに考え難いことからすれば、本件リース物件が一般的な技術を利用した販売商品であったとしても、前記認定を左右しないといふべきであり、原告の上記主張は採用できない。

(ウ) また、原告は、法人税基本通達12の2-2-5が「機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の100分の80に相当する年数（1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令136条の3第1項3号に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる」と定めているところ、この形式基準による専用機械装置等の判定によれば、本件リース物件の耐用年数は7年であり、本件各リース取引のリース期間（6年）は、その耐用年数の100分の80に相当する年数（5年）以上となるから、前記③の要件は満たさないと主張する。

そこで、本件リース物件の耐用年数について検討する。

a 減価償却資産の単位とその分類について

この点について、原告は、本件改修工事は、ばい煙処理の用に供するために行ったものであり、本件リース物件は、Dと一体としてばい煙処理の用に供されていることから、Dは、一つのばい煙処理用機械装置に当たると主張する。

しかしながら、前記（第5の2(2)ア）のとおり、ある資産が減価償却資産としての「建物」、「構築物」又は「機械及び装置」等のうちのいずれに該当するかは、当該資産が社会通念上一つの効用を有すると認められる単位ごとに判断するのが相当である。そして、このような観点からD全体及び各設備を検討するに、前記前提事実（第2の3）及び前記認定事実（第5の3(1)）のとおり、Dのごみピット、ごみクレーン、投入ホッパ、給じん装置、ストーカ、再燃焼室、ガス冷却塔、減温塔、反応集じん装置、風道・煙道及び灰出コンベヤ等の各設備は、それぞれ上記認定事実のと通りの独立の機能・効用を有すると認めることができ、これらの各設備をそれぞれ一つの減価償却資産として減価償却するのが相当というべきである。

したがって、D全体を一つの減価償却資産とする原告の主張は採用できない。

b 本件リース物件のばい煙処理用機械装置該当性について

前記（第5の2(3)ア）のとおり、「ばい煙処理・・・の用に供されている減価償却資産」（省令2条2号）とは、工場等内で生じたばい煙等を公害の生ずるおそれのない状態で排出するため、特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産をいうと解するのが相当である。そして、本件リース物件のうちばい煙処理用機械装置に該当するか否か争いがあるのは、再燃焼室、風道、Iシステムであり、燃焼ガス冷却設備及び煙道がばい煙処理用機械装置に該当することについては、当事者間に争いがない。そこで、以下、再燃焼室、風道、Iシステムについて検討する。

(a) 再燃焼室

前記前提事実（第2の3）及び認定事実（第5の3(1)）によれば、①本件改修工事は、再燃焼室を設置することによって、不完全燃焼を改善し、完全燃焼を図ることを目的としたものであること、②Dにおいては、投入ホッパから供給された廃棄物は、ストーカ上において燃焼され、ストーカ上から上昇してくる燃焼ガスは、再燃焼室において、約800℃以上の状態で空気と攪拌混合され、完全燃焼が図られ、ガス冷却塔において低温化されるという工程を経ること、③再燃焼室は、C作成の契約仕様書において、燃焼設備と位置付けられていることが認められる。

このような本件改修工事の目的、Dの廃棄物処理の工程及び契約仕様書の記載に照らせば、Dの再燃焼室の主たる目的は、産業廃棄物を焼却して減容させ、完全燃焼させることにあり、Dの基本的、中核的な焼却設備というべきである。そうだとすれば、再燃焼室内において、ばい煙の発生が抑制され、化学反応等によりばい煙等の有害物質を排除する処理が行われ、それが公害防止のために有用であることを考慮したとしても、再燃焼室の主たる目的、機能は飽くまでも廃棄物の完全燃焼にあるといわざるを得ず、再燃焼室が特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産ということとはできない。

そうすると、再燃焼室は、機械及び装置であり、省令2条2号のばい煙処理用機械

装置とはいえず、省令1条2項2号の別表第二を適用し、その主要部材質は金属であるから、別表第二の番号369の細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである。

この点について、原告は、①Dの再燃焼室は、Bの燃焼ガス滞留室に相当し、ばい煙処理のみを目的として設置されたものであること、②再燃焼室内において、黒煙・すす及び一酸化炭素の二酸化炭素への酸化反応、窒素酸化物とアンモニアによる窒素と水への中和、還元反応並びにダイオキシン類等の熱分解等の化学反応等が行われていることから、再燃焼室は、ばい煙処理用機械装置に該当すると主張する。

しかしながら、Bの再燃焼室を焼却炉本体と燃焼ガス滞留室とに分けて考えることができないことは、前記（第5の2(3)イ(イ)）のとおりであるところ、Dの再燃焼室は、高さ5.3m、燃焼室容量54m³であり、再燃バーナが設置されている（甲39、乙9）のに対し、Bの再燃焼室は、高さ4.7m、燃焼室容量76m³であり、助燃バーナが設置されているように、Bの再燃焼室とDの再燃焼室は、その構造及び機能が基本的に類似しており、その名称も同じであることからすれば、Dの再燃焼室とBの再燃焼室とが性質の異なる、直接対応しないものと位置付ける原告の前記①の主張は採用できない。また、本件改修工事の目的、Dの廃棄物の焼却処理の工程及び契約仕様書の記載に照らせば、再燃焼室は、廃棄物の完全燃焼を図るために設置されたものであって、主としてばい煙処理のために設置されたものとはいえないから、この点においても原告の前記①の主張は採用できない。

また、Dの再燃焼室内において、原告が主張する黒煙・すす及び一酸化炭素の二酸化炭素への酸化反応、窒素酸化物とアンモニアによる窒素と水への中和、還元反応、並びにダイオキシン類等の熱分解という化学反応等が行われていることが認められ（前記認定事実（第5の3(1)イ)）、これらの化学反応等が省令2条2号の「その他これらに類する方法による処理」に該当し得るにしても、前記のとおり、Dの再燃焼室を特にばい煙を処理する目的で設置された減価償却資産ということはできないのであるから、原告の前記②の主張をもって、Dの再燃焼室がばい煙処理用機械装置に該当するともいえない。

(b) 風道

前記認定事実（第5の3(1)イ）のとおり、本件改修工事により設置されたDの風道は、再燃焼室における燃焼ガスと排ガスとの攪拌を促進し、二次空気を供給するために既設風道と再燃焼室の間を新たに接続するために設置されたものであり、焼却処理のための設備又は再燃焼室の附属設備というべきであるから、再燃焼室と同様に、ばい煙処理用機械装置には該当しないというべきである。

そして、風道の主要部材質は金属であるから、別表第二の番号369の細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである。

(c) Iシステム

前記認定事実（第5の3(1)イ）のとおり、本件改修工事により設置されたDのIシステムは、再燃焼室内の外周に空気噴射用の噴射口が形成された円筒状のノズルを配設し、同ノズルを回転させながら同噴射口から高圧空気を超高速で噴射することで、再燃焼室内に乱流による火炎伝播を生じさせる燃焼用空気供給装置であり、炉の燃焼

性を改善する設備であって、特にばい煙を処理する目的で設置された設備ということ
はできない。

そして、I システムの主要部材質は金属であるから、別表第二の番号 3 6 9 の細目
「主として金属製のもの」として 1 7 年の耐用年数とすべきである。

c 本件リース物件の専用機械装置等該当性について

(a) 焼却炉設備一式

上記 b のとおり、本件リース取引 1 のリース物件である焼却炉設備一式は、耐用年
数 7 年の設備と 1 7 年の設備とで構成されており、そのままでは形式基準による専用
機械装置等の判定を行うことができない。そこで、このような耐用年数の異なる数種
の資産がリース契約の対象となり、同一のリース期間が設定されている場合には、そ
れぞれの資産について、配賦したリース料の額及び耐用年数を基に 1 年当たりのリー
ス料を算定し、その合計額でリース料の総額を除して得られた年数をリース契約の対
象物件の耐用年数とみた上で、形式基準による専用機械装置等の判定を行うのが合理
的というべきである（法人税基本通達 1 2 の 2 - 2 - 5 注書参照）。

本件において、焼却炉設備一式の取得価額は、これらの設備の価額の割合に応じて、
これら設備の取得のための共通の費用である配管設備等に係る費用を配賦し、耐用年
数 7 年の設備と 1 7 年の設備の合計金額を計算すると、別紙 3（「本件リース物件」、
「C」の項の「合計」欄）のとおりであることが認められる（弁論の全趣旨）。そし
て、上記方法により、焼却炉設備一式の耐用年数を算定すると、別紙 8 のとおり、1
0 年となる。本件各リース取引におけるリース期間（6 年）は、その耐用年数の 1 0
0 分の 8 0 に相当する年数（8 年）未満になるから、形式基準による専用機械装置等
の判定によったとしても、焼却炉設備一式は「その使用可能期間中当該賃借人によ
つてのみ使用されると見込まれるもの」に該当するというべきである。

(b) I システム

I システムの耐用年数は、前記 b のとおり 1 7 年であり、本件各リース取引におけ
るリース期間（6 年）は、その耐用年数の 1 0 0 分の 8 0（1 3 年）未満となるから、
形式基準による専用機械装置等の判定によったとしても、焼却炉設備一式が「その使
用可能期間中当該賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」に該当するとい
うべきである。

d 以上からすれば、形式基準による専用機械装置等の判定に係る原告の前記主張は採用
できない。

オ したがって、本件各リース取引は、法人税法施行令 1 3 6 条の 3 のリース取引に該当し、
本件リース物件の引渡しがあった時に本件リース物件の売買があったものとして本件各事
業年度の所得の金額を計算すべきである。

4 争点 4（D の自社取得部分の耐用年数）

原告は、D の自社取得部分のうち二次燃焼室ノズル増設部分（別紙 3「自社取得部分」の項参
照）は、D と一体となつてばい煙処理の用に供されている部分であり、ばい煙処理用機械装置に
該当すると主張する。

しかしながら、D を一体として減価償却資産とすることができないことは前記（第 5 の 3 (2)
エ(ウ) a）のとおりである。そして、証拠（甲 3）及び弁論の全趣旨によれば、二次燃焼室ノズ

ル増設工事は、Cが施工した再燃焼室に空気の噴出ノズル等を設置するため周辺箇所を鉄板で補強等行う工事であることが認められる。そうすると、二次燃焼室ノズル増設工事は、燃焼設備である再燃焼室の一部の補強工事であり、廃棄物を焼却するための設備というべきであり、再燃焼室と同様に、特にばい煙処理の用に供するものとはいえず、ばい煙処理用機械装置には該当しないというべきである。

そして、二次燃焼室ノズル増設工事の主要部材質は金属であるから、別表第二の番号369の細目「主として金属製のもの」として17年の耐用年数とすべきである。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

5 本件各法人税更正処分の適法性について

(1) Bの普通償却限度額

ア 前記前提事実（第2の3(2)イ）のとおり、Bの各設備の取得価額は、別紙1「基準額」欄のとおりである。そして、これを建物、建物附属設備、機械及び装置、構築物、消耗品に区分し、さらに、機械及び装置を高温焼却装置、ばい煙処理装置、その他の機械、汚水処理装置に区分して、それぞれの各設備の基準額に、共通仮設工事費、設計費、付帯設備、割賦手数料及び借入金利息、除鉄マンガン装置を各設備の基準額等に応じて順次配賦すると、減価償却資産の取得価額は、別紙1「第五次配賦」欄のとおりである（その詳細は、前記（第4の6(1)）被告の主張のとおりである。）。

イ これらの各取得価額に基づいて、Bの各設備の耐用年数について、争いがない部分と前記認定判断によるものに従って、普通償却限度額を計算すると以下のとおりであり、その詳細は、別紙9及び同10のとおりである。

(ア) 平成13年8月期の普通償却限度額 3億0150万3089円

(イ) 平成14年8月期の普通償却限度額 2億4349万6600円

(2) 本件リース物件及びDの自社取得部分の普通償却限度額

ア 前記前提事実（第2の3(3)イ）のとおり、Dの本件リース物件及び自社取得部分の取得価額は、別紙3「基準額」欄記載のとおりであり、これをばい煙処理装置、焼却装置及び消耗品に区分し、それぞれの基準額に共通経費を各設備の基準額等に応じて配賦すると、本件改修工事に係るDの減価償却資産の取得価額は、別紙3の最下部の項記載のとおりである。

イ これらの各取得価額に基づいて、上記各設備の耐用年数について争いがない部分と前記の認定判断によるものに従って、普通償却限度額を計算すると以下のとおりであり、その詳細は、別紙11のとおりである。

(ア) 平成13年8月期の普通償却限度額 5197万9249円

(イ) 平成14年8月期の普通償却限度額 5753万8402円

(3) 税額の計算

以上を前提に平成13年8月期及び平成14年8月期の所得金額、差引所得に対する税額及び過少申告加算税の額を計算すると以下のとおりであり、その詳細は前記（第4の6(4)、(5)）被告主張のとおりである。

ア 平成13年8月期

所得金額	7319万1263円
差引所得に対する法人税額	1975万5100円
過少申告加算税	205万0500円

イ 平成14年8月期

所得金額	3億3461万2399円
差引所得に対する法人税額	9135万3800円
過少申告加算税の額	30万0000円

- (4) 以上のとおりであるから、本件各法人税更正処分及びその増差税額に係る過少申告加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

6 本件各消費税更正処分の税額計算

- (1) 本件各リース取引に基づくリース料に係る消費税の仕入税額控除

消費税法30条1項は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除すると定めており、原告は、平成14年8月課税期間及び平成15年8月課税期間において、本件各リース取引に基づくリース料に係る消費税を課税標準額に対する消費税額から控除している。

しかしながら、前記（第5の3）のとおり、本件各リース取引は、課税上売買と取り扱われべきものであり、本件リース物件の引渡しの時に資産の譲渡があったと解するのが相当である（消費税基本通達5-1-9参照）。そうすると、本件各リース取引に基づくリース料に係る消費税は、本件リース物件の引渡しの時である平成12年6月30日及び同年12月20日を含む課税期間の課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額として控除されるべきであり、本件各課税期間において、これを課税仕入れに係る消費税額として課税標準額に対する消費税額から控除することはできないというべきである。

- (2) 以上を前提に本件各課税期間の差引消費税額、納付すべき譲渡割額及び過少申告加算税の額を計算すると、以下のとおりであり、その詳細は前記（第4の7）被告の主張のとおりである。

ア 平成14年8月課税期間

差引消費税額	1億5313万9600円
納付すべき譲渡割額	3835万8000円

イ 平成15年8月課税期間

差引消費税額	1億1218万6600円
納付すべき譲渡割額	2804万7400円
過少申告加算税の額	7000円

- (3) 以上のとおりであるから、本件各消費税等更正処分及びその増差税額に係る過少申告加算税賦課決定処分は、いずれも適法である。

7 結論

よって、原告の平成15年8月期更正処分の取消しを求める訴えは、不適法であるから却下することとし、本件各法人税更正処分及びその増差税額に係る過少申告税賦課決定処分、並びに本件各消費税等更正処分及びその増差税額に係る過少申告加算税賦課決定処分は、いずれも適法であり、原告の主張は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 吉田 徹

裁判官 小林 康彦
裁判官 棚井 啓

設備別配賦額及び取得価額

(単位：円)

番号	機械・装置等の名称	基準額	第一次配賦		第二次配賦				第三次配賦				建物	建物附属設備	構築物	消耗品
			79 共通仮設工事費の配賦		設計費の配賦				機械及び装置の区分							
			配賦額 (10,000,000円)	配賦後の金額	66 機械関係設 計費 (84,000,000円)	67 電気計装関 係設計費 (15,800,000円)	68 土木建築関 係設計費 (60,200,000円)	配賦後の金額	高温焼却装置 (45.9459%)	ばい煙処理装置 (44.3565%)	その他の機械 (9.3088%)	汚水処理装置 (0.3888%)				
受入供給設備																
1	廃棄物ビット	64,405,516	1,219,798	65,625,314	—	—	7,343,181	72,968,495	—	—	—	—	72,968,495	—	—	—
2	廃棄物クレーン	53,000,000	—	53,000,000	—	—	—	53,000,000	5,300,000	—	—	—	—	—	—	—
3	汚水タンク	3,600,000	—	3,600,000	—	—	—	3,600,000	—	—	—	3,600,000	—	—	—	—
4	汚水ポンプ	1,000,000	—	1,000,000	—	—	—	1,000,000	—	—	—	1,000,000	—	—	—	—
5	汚水噴霧ノズル（4個）	400,000	—	400,000	—	—	—	400,000	—	—	—	400,000	—	—	—	—
6	No.1容器廃棄物コンベヤ	12,000,000	—	12,000,000	—	—	—	12,000,000	12,000,000	—	—	—	—	—	—	—
7	No.2容器廃棄物コンベヤ	8,000,000	—	8,000,000	—	—	—	8,000,000	8,000,000	—	—	—	—	—	—	—
焼却設備																
8	投入ホッパ	1,000,000	—	1,000,000	—	—	—	1,000,000	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—
9	給じん装置	25,000,000	—	25,000,000	—	—	—	25,000,000	25,000,000	—	—	—	—	—	—	—
10	ロータリーキルン	183,000,000	—	183,000,000	—	—	—	183,000,000	183,000,000	—	—	—	—	—	—	—
11	後燃焼ストーカ	33,000,000	—	33,000,000	—	—	—	33,000,000	33,000,000	—	—	—	—	—	—	—
12	油圧ユニット	5,600,000	—	5,600,000	—	—	—	5,600,000	5,600,000	—	—	—	—	—	—	—
13	再燃焼室	116,100,000	—	116,100,000	—	—	—	116,100,000	116,100,000	—	—	—	—	—	—	—
14	助燃バーナ	16,000,000	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	16,000,000	—	—	—	—	—	—	—
15	補助燃料タンク	2,700,000	—	2,700,000	—	—	—	2,700,000	2,700,000	—	—	—	—	—	—	—
16	補助燃料供給ポンプ	600,000	—	600,000	—	—	—	600,000	600,000	—	—	—	—	—	—	—
17	羽口金物冷却ファン	3,000,000	—	3,000,000	—	—	—	3,000,000	3,000,000	—	—	—	—	—	—	—
燃焼ガス冷却設備																
18	ガス冷却用熱交換器	29,000,000	—	29,000,000	—	—	—	29,000,000	—	29,000,000	—	—	—	—	—	—
19	ガス冷却ファン	1,000,000	—	1,000,000	—	—	—	1,000,000	—	1,000,000	—	—	—	—	—	—
排ガス処理設備																
20	反応蒸発塔	50,000,000	—	50,000,000	—	—	—	50,000,000	—	50,000,000	—	—	—	—	—	—
21	バグフィルター	139,000,000	—	139,000,000	—	—	—	139,000,000	—	139,000,000	—	—	—	—	—	—
22	消石灰サイロ	18,000,000	—	18,000,000	—	—	—	18,000,000	—	18,000,000	—	—	—	—	—	—
23	特殊反応助剤サイロ	12,000,000	—	12,000,000	—	—	—	12,000,000	—	12,000,000	—	—	—	—	—	—
24	消石灰定量供給装置・特殊反応助剤供給装置は2 2に含む															
25	薬品供給ブロウ	3,700,000	—	3,700,000	—	—	—	3,700,000	—	3,700,000	—	—	—	—	—	—
26	粉体噴射ノズル	500,000	—	500,000	—	—	—	500,000	—	500,000	—	—	—	—	—	—
27	スラリータンク	3,900,000	—	3,900,000	—	—	—	3,900,000	—	3,900,000	—	—	—	—	—	—
28	スラリーポンプ	1,700,000	—	1,700,000	—	—	—	1,700,000	—	1,700,000	—	—	—	—	—	—
29	反応蒸発塔バージファン	700,000	—	700,000	—	—	—	700,000	—	700,000	—	—	—	—	—	—
余熱回収設備																
30	廃熱ボイラ	190,000,000	—	190,000,000	—	—	—	190,000,000	—	190,000,000	—	—	—	—	—	—
31	スーツブロウ・スーツブロウバージファン・ボイラ循環ポンプ・ブロータンク・脱気器給水ポンプ・純水装置・ボイラ蒸注装置は、30に含む															
通風設備																
32	押込ファン	6,000,000	—	6,000,000	—	—	—	6,000,000	6,000,000	—	—	—	—	—	—	—
33	誘引ファン	10,000,000	—	10,000,000	—	—	—	10,000,000	—	10,000,000	—	—	—	—	—	—
34	循環ファン	2,000,000	—	2,000,000	—	—	—	2,000,000	—	2,000,000	—	—	—	—	—	—
35	煙突	38,000,000	—	38,000,000	1,829,268	—	—	39,829,268	—	—	—	—	—	—	39,829,268	—
36	風道	31,428,100	—	31,428,100	—	—	—	31,428,100	31,428,100	—	—	—	—	—	—	—
37	煙道	23,571,900	—	23,571,900	—	—	—	23,571,900	—	23,571,900	—	—	—	—	—	—
灰出設備																
38	灰出コンベヤ	16,000,000	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	16,000,000	—	—	—	—	—	—	—
39	焼却灰移送コンベヤ	24,000,000	—	24,000,000	—	—	—	24,000,000	24,000,000	—	—	—	—	—	—	—
40	No.1飛灰移送コンベヤ	4,000,000	—	4,000,000	—	—	—	4,000,000	—	4,000,000	—	—	—	—	—	—
41	No.2飛灰移送コンベヤ	3,500,000	—	3,500,000	—	—	—	3,500,000	—	3,500,000	—	—	—	—	—	—
42	No.3飛灰移送コンベヤ	3,000,000	—	3,000,000	—	—	—	3,000,000	—	3,000,000	—	—	—	—	—	—
43	No.4飛灰移送コンベヤ	4,500,000	—	4,500,000	—	—	—	4,500,000	—	4,500,000	—	—	—	—	—	—
44	飛灰ホッパ	45に含む	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	飛灰混練機	15,000,000	—	15,000,000	—	—	—	15,000,000	—	15,000,000	—	—	—	—	—	—
給排水設備																
46	冷却水ポンプ	1,200,000	—	1,200,000	—	—	—	1,200,000	551,351	532,278	111,705	4,666	—	—	—	—
47	機器冷却塔	3,000,000	—	3,000,000	—	—	—	3,000,000	1,378,377	1,330,695	279,264	11,664	—	—	—	—
48	雑用水ポンプ	1,000,000	—	1,000,000	—	—	—	1,000,000	459,459	443,565	93,088	3,888	—	—	—	—
49	排水ポンプ	300,000	—	300,000	—	—	—	300,000	137,838	133,070	27,926	1,166	—	—	—	—
共通設備																
50	雑用空気圧縮機	15,000,000	—	15,000,000	—	—	—	15,000,000	—	15,000,000	—	—	—	—	—	—
余熱利用設備																
51	蒸気タービン	119,700,000	—	119,700,000	—	—	—	119,700,000	—	—	119,700,000	—	—	—	—	—
52	復水器	37,400,000	—	37,400,000	—	—	—	37,400,000	—	37,400,000	—	—	—	—	—	—
53	復水タンク	2,900,000	—	2,900,000	—	—	—	2,900,000	—	2,900,000	—	—	—	—	—	—
54	ドレンポンプ・ドレンタンクは、51に含む。															
電気計装設備																
55	電気設備	70,000,000	—	70,000,000	—	5,614,214	—	75,614,214	34,741,631	33,539,819	7,038,776	293,988	—	—	—	—
56	計装設備	47,000,000	—	47,000,000	—	3,769,548	—	50,769,548	23,326,526	22,519,594	4,726,036	197,392	—	—	—	—
付帯設備																
57	架構・架台	65,000,000	—	65,000,000	—	—	—	65,000,000	29,864,835	28,831,725	6,050,720	252,720	—	—	—	—
58	配管設備	45,000,000	—	45,000,000	—	—	—	45,000,000	20,675,655	19,960,425	4,188,960	174,960	—	—	—	—
59	予備品・消耗品	10,000,000	—	10,000,000	—	—	—	10,000,000	—	—	—	—	—	—	—	10,000,000
60	機械据付工事	280,000,000	—	280,000,000	—	—	—	280,000,000	128,648,520	124,198,200	26,064,640	1,088,640	—	—	—	—
61	電気工事	50,000,000	—	50,000,000	—	4,010,151	—	54,010,151	24,815,450	23,957,013	5,027,697	209,991	—	—	—	—
62	計装工事	30,000,000	—	30,000,000	—	2,406,087	—	32,406,087	14,889,268	14,374,206	3,016,618	125,995	—	—	—	—
63	現地運転費	55,000,000	—	55,000,000	—	—	—	55,000,000	25,270,245	24,396,075	5,119,840	213,840	—	—	—	—
64	製品検査費	15,000,000	—	15,000,000	—	—	—	15,000,000	6,891,885	6,653,475	1,396,320	58,320	—	—	—	—
65	輸送費	10,000,000	—													

(別紙 2)

図省略

(別紙 3)

本件Dの取得価額

(単位：円)

施工	番号	機械・装置等の名称	基準額	共通経費	ばい煙処理装置	焼却装置	消耗品	
自社取得部分	自社発注	(自社取得部分)						
		1	コンプレッサー等配管工事	1,200,000	—	1,200,000	—	—
		2	作業用ステージ取付	2,600,000	—	2,600,000	—	—
		3	ボイラー室配管撤去	380,000	—	380,000	—	—
		4	ハウス用架台	559,000	—	559,000	—	—
		5	ダストサイロ周りステージ設置	1,940,000	—	1,940,000	—	—
		6	受電設備他	1,320,000	—	1,320,000	—	—
		7	ダスト貯留設備電気工事	2,170,000	—	2,170,000	—	—
		8	照明設備改修及び増設	260,000	—	260,000	—	—
		9	キュービクル内ブレーカー取替	214,000	—	214,000	—	—
		10	ダストサイロ・バグフィルター	17,100,000	—	17,100,000	—	—
		11	集塵機本体	2,500,000	—	2,500,000	—	—
		12	集塵機本体据付	4,300,000	—	4,300,000	—	—
		13	高圧受電設備改造	480,000	—	480,000	—	—
		14	飛灰混練設備改造	870,000	—	870,000	—	—
		15	反応集塵装置制御盤改造	350,000	—	350,000	—	—
		16	システム制御盤・水ダレ見地盤	170,000	—	170,000	—	—
		17	ダストサイロ	2,490,000	—	2,490,000	—	—
		18	コンプレッサー周り防音壁	790,000	—	790,000	—	—
		19	アンカーボルト他	6,170	—	6,170	—	—
		20	ダストサイロ	800,000	—	800,000	—	—
		21		324,000	—	324,000	—	—
		22	設置作業代	149,000	—	149,000	—	—
		23	計装システム	9,200,000	—	9,200,000	—	—
		24	二次燃焼室ノズル増設	1,095,238	—	—	1,095,238	—
		25	ガス冷却下部シュート改造	148,000	—	148,000	—	—
		26	立替金分	5,587,367	—	5,587,367	—	—
		合計		57,002,775	—	55,907,537	1,095,238	—
本件リース物件	F(株)	(Iシステム一式)						
		27	Iシステム用ノズル	7,800,000	—	—	7,800,000	—
		28	Iシステム用ノズル(予備品)	2,600,000	—	—	—	2,600,000
		29	技術費	26,400,000	—	—	26,400,000	—
		30	Iシステムコントロールユニット他	3,600,000	—	—	3,600,000	—
		31	受変電設備	7,000,000	—	—	7,000,000	—
		32	冷却水設備・配管	4,000,000	—	—	4,000,000	—
		33	圧空設備・配管	1,700,000	—	—	1,700,000	—
		34	計装システム	11,000,000	—	—	11,000,000	—
		35	交通宿泊費	400,000	—	—	400,000	—
		36	試運転費	1,600,000	—	—	1,600,000	—
		37	現場管理費	500,000	—	—	500,000	—
		38	運搬費	70,000	—	—	70,000	—
		39	保険料、損料	100,000	—	—	100,000	—
		40	諸経費	5,200,000	—	—	5,200,000	—
		小計		71,970,000			69,370,000	2,600,000
		配賦率					6937/7197	260/7197
		41	値引	-3,270,000	(-3,270,000)	—	(3,151,867)	(118,133)
		42	リース契約利息	14,172,000	(14,172,000)	—	13,660,020	511,980
		配賦額		10,902,000	(10,902,000)		10,508,153	393,847
		合計		82,872,000	—	—	79,878,153	2,993,847
	C	(焼却炉設備一式)						
		43	焼却設備(再燃焼室)	24,800,000	—	—	24,800,000	—
		44	燃焼ガス冷却設備	20,200,000	—	20,200,000	—	—
		45	風道・煙道設備	6,900,000	—	5,100,000	1,800,000	—
		小計		51,900,000	—	25,300,000	26,600,000	—
		配賦率			—	253/519	266/519	—
		46	配管設備	300,000	(300,000)	146,243	153,757	—
		47	雑設備(コンプレッサ他)	22,500,000	(22,500,000)	10,968,208	11,531,792	—
		48	電気設備	4,800,000	(4,800,000)	2,339,884	2,460,116	—
		49	計装設備	1,500,000	(1,500,000)	731,214	768,786	—
		50	輸送費	1,400,000	(1,400,000)	682,466	717,534	—
		51	据付工事	42,700,000	(42,700,000)	20,815,222	21,884,778	—
		52	電気工事	3,500,000	(3,500,000)	1,706,166	1,793,834	—
		53	計装工事	2,300,000	(2,300,000)	1,121,195	1,178,805	—
		54	耐火保温工事	11,200,000	(11,200,000)	5,459,730	5,740,270	—
		55	据付指導員派遣費	9,900,000	(9,900,000)	4,826,012	5,073,988	—
		56	現地工事準備費	2,200,000	(2,200,000)	1,072,447	1,127,553	—
		57	現地運転費	3,100,000	(3,100,000)	1,511,175	1,588,825	—
		58	設計費	22,700,000	(22,700,000)	11,065,703	11,634,297	—
		59	リース契約利息	35,136,000	(35,136,000)	17,127,954	18,008,046	—
		配賦額		163,236,000	(163,236,000)	79,573,619	83,662,381	—
		合計		215,136,000		104,873,619	110,262,381	—
		355,010,775		160,781,156	191,235,772	2,993,847		

(別紙 4)

図省略

(別紙 5)

課税の経緯（法人税）

(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	修正申告	賦課決定	更正処分等	審査請求	裁決	減額更正処分
平成13年8月期	年月日		平成13年10月30日	平成16年6月28日	平成16年7月2日	平成16年7月9日	平成16年9月9日	平成17年9月5日	平成20年10月6日
	所得金額	①	-17,853,253	27,611,121	—	74,360,627	32,627,570	棄却	73,191,263
	法人税額	②	0	7,643,300		21,668,000	9,148,100		21,317,300
	法人税額の特別控除額	③	0	0		0	0		0
	留保	課税留保金額	④	0		0	0		0
		同上に対する税額	⑤	0		0	0		0
	使途秘匿金	使途秘匿金額	⑥	0		0	0		0
		同上に対する税額	⑦	0		0	0		0
	法人税額計 (②－③＋⑤＋⑦)	⑧	0	7,643,300		21,668,000	9,148,100		21,317,300
	控除所得税額等	⑨	0	1,562,155		1,562,155	1,562,155		1,562,155
	差引所得に対する法人税額 (⑧－⑨)	⑩	0	6,081,100		20,105,800	7,585,900		19,755,100
	還付所得税額等	⑪	1,562,155	0		0	0		0
	既に納付の確定した本税額	⑫		-1,562,155		6,081,100	-1,562,155		6,081,100
	差引納付すべき法人税額 (⑩－⑪－⑫)	⑬	0	7,643,200		14,024,700	9,148,000		13,674,000
	欠損金の当期控除額	⑭	0	0		0	0		0
	翌期へ繰り越す欠損金額	⑮	17,853,253	0		0	0		0
	過少申告加算税の額	⑯			1,121,000	2,103,000	225,000		2,050,500
	重加算税の額	⑰			—	—	—		—
平成14年8月期	年月日		平成14年10月25日	平成16年6月28日	平成16年7月2日	平成16年7月9日	平成16年9月9日	棄却	平成20年10月6日
	所得金額	①	264,289,152	324,581,595	—	335,465,636	324,571,347		334,612,399
	法人税額	②	78,646,700	96,734,300		99,999,500	96,731,300		99,743,600
	法人税額の特別控除額	③	8,185,761	8,185,761		8,185,761	8,185,761		8,185,761
	留保	課税留保金額	④	26,595,000		0	0		0
		同上に対する税額	⑤	2,659,500		0	0		0
	使途秘匿金	使途秘匿金額	⑥	0		1,700,000	1,700,000		1,700,000
		同上に対する税額	⑦	0		680,000	680,000		680,000
	法人税額計 (②－③＋⑤＋⑦)	⑧	73,120,439	89,228,539		92,493,739	89,225,539		92,237,839
	控除所得税額等	⑨	883,959	883,959		883,959	883,959		883,959
	差引所得に対する法人税額 (⑧－⑨)	⑩	72,236,400	88,344,500		91,609,700	88,341,500		91,353,800
	還付所得税額等	⑪	0	0		0	0		0
	既に納付の確定した本税額	⑫		72,236,400		88,344,500	72,236,400		88,344,500
	差引納付すべき法人税額 (⑩－⑪－⑫)	⑬	72,236,400	16,108,100		3,265,200	16,105,100		3,009,300
	欠損金の当期控除額	⑭	17,853,253	17,853,253		0	0		0
	翌期へ繰り越す欠損金額	⑮	0	0		0	0		0
	過少申告加算税の額	⑯			1,310,000	326,000	0		300,000
	重加算税の額	⑰			1,050,000	—	—		—
平成15年8月期	年月日		平成15年10月28日	平成16年6月28日	—	平成16年7月9日	平成16年9月9日	却下	平成20年10月6日
	所得金額	①	-129,405,905	-84,087,915		-94,565,364	-87,732,464		-95,186,114
	法人税額	②	0	0		0	0		0
	法人税額の特別控除額	③	0	0		0	0		0
	留保	課税留保金額	④	0		0	0		0
		同上に対する税額	⑤	0		0	0		0
	使途秘匿金	使途秘匿金額	⑥	0		0	0		0
		同上に対する税額	⑦	0		0	0		0
	法人税額計 (②－③＋⑤＋⑦)	⑧	0	0		0	0		0
	控除所得税額等	⑨	0	0		0	0		0
	差引所得に対する法人税額 (⑧－⑨)	⑩	0	0		0	0		0
	還付所得税額等	⑪	10,943,374	10,943,374		10,943,374	10,943,374		10,943,374
	既に納付の確定した本税額	⑫		-10,943,374		-10,943,374	-10,943,374		-10,943,374
	差引納付すべき法人税額 (⑩－⑪－⑫)	⑬	0	0		0	0		0
	欠損金の当期控除額	⑭	0	0		0	0		0
	翌期へ繰り越す欠損金額	⑮	129,405,905	84,087,915		94,565,364	87,732,464		95,186,114
	過少申告加算税の額	⑯			—	—	—		—
	重加算税の額	⑰			—	—	—		—

(別紙6)

課税の経緯（消費税等）

(単位：円)

課税期間	区分			確定申告	更正処分	再更正処分等	異議申立て	みなす審査請求	裁決
平成14年8月まで	年月日			平成14年10月25日	平成16年7月2日	平成16年7月9日	平成16年9月9日	平成16年9月22日	平成17年9月5日
	消費税	課税標準額	①	10,588,810,000	10,517,760,000	10,517,760,000	全部取消し	—	棄却
		課税標準に対する消費税額	②	423,552,400	420,710,400	420,710,400			
		控除対象仕入税額	③	269,850,682	269,469,730	267,483,010			
		返還等対価に係る消費税額	④	87,757	87,757	87,757			
		差引消費税額	⑤	153,613,900	151,152,900	153,139,600			
		既に納付の確定した消費税額	⑥		153,613,900	151,152,900			
		差引納付すべき消費税額	⑦	153,613,900	-2,461,000	1,986,700			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑧	153,906,300	151,445,300	153,432,000			
		納付すべき譲渡割額	⑨	38,476,500	37,861,300	38,358,000			
		既に納付の確定した譲渡割額	⑩		38,476,500	37,861,300			
		差引納付すべき譲渡割額	⑪	38,476,500	-615,200	496,700			
	消費税及び地方消費税		⑫	192,090,400	-3,076,200	2,483,400			
	過少申告加算税の額		⑬		—	—			
平成15年8月まで	年月日			平成15年10月28日	平成16年7月2日	平成16年7月9日	平成16年9月9日	平成16年9月22日	平成17年9月5日
	消費税	課税標準額	①	12,061,646,000	12,005,366,000	12,005,366,000	全部取消し	—	棄却
		課税標準に対する消費税額	②	482,465,840	480,214,640	480,214,640			
		控除対象仕入税額	③	370,289,936	369,965,936	367,979,216			
		返還等対価に係る消費税額	④	48,726	48,726	48,726			
		差引消費税額	⑤	112,127,100	110,199,900	112,186,600			
		既に納付の確定した消費税額	⑥		112,127,100	110,199,900			
		差引納付すべき消費税額	⑦	112,127,100	-1,927,200	1,986,700			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑧	112,130,200	110,203,000	112,189,700			
		納付すべき譲渡割額	⑨	28,032,500	27,550,700	28,047,400			
		既に納付の確定した譲渡割額	⑩		28,032,500	27,550,700			
		差引納付すべき譲渡割額	⑪	28,032,500	-481,800	496,700			
	消費税及び地方消費税		⑫	140,159,600	-2,409,000	2,483,400			
	過少申告加算税の額		⑬		—	7,000			

(別紙 7)

設備別主張対比表

番号	設備の名称	金額(円) (基準額)	原告主張		被告主張	
			資産の分類	耐用 年数	資産の分類	耐用 年数
受入供給設備						
1	廃棄物ピット	64,405,516	ばい煙処理用 減価償却資産	7年	建物	31年
2	廃棄物クレーン	53,000,000			その他の 機械装置	17年
3	汚水タンク	3,600,000			汚水処理用 減価償却資産	7年
4	汚水ポンプ	1,000,000				
5	汚水噴霧ノズル（4個）	400,000				
6	No.1容器廃棄物コンベヤ	12,000,000			その他の 機械装置	17年
7	No.2容器廃棄物コンベヤ	8,000,000				
焼却設備						
8	投入ホッパ	1,000,000	ばい煙処理用 減価償却資産	7年	その他の 機械装置	17年
9	給じん装置	25,000,000				
10	ロータリーキルン	183,000,000				
11	後燃焼ストーカ	33,000,000				
12	油圧ユニット	5,600,000				
13	再燃焼室	116,100,000				
14	助熱バーナ	16,000,000				
15	補助燃料タンク	2,700,000				
16	補助燃料供給ポンプ	600,000				
17	羽口金物冷却ファン	3,000,000				
通風設備						
18	押込ファン	6,000,000	ばい煙処理用 減価償却資産	7年	その他の 機械装置	17年
19	風道	31,428,100				
灰出設備						
20	灰出コンベヤ	16,000,000	ばい煙処理用 減価償却資産	7年	その他の 機械装置	17年
21	焼却灰移送コンベヤ	24,000,000				
余熱利用設備						
22	蒸気タービン	119,700,000	ばい煙処理用 減価償却資産	7年	その他の 機械装置	17年
23	ドレンポンプ					
24	ドレンタンク					
土木建築工事						
25	工場棟上屋	210,000,000	建物	31年	建物	31年
26	工場棟基礎	25,594,484				
27	再燃焼室ピット	48,000,000	ばい煙処理用 減価償却資産	7年	機械基礎	17年

(別紙 8)

焼却炉設備一式の耐用年数

(単位：円)

施工先	資産の区分	①耐用年数	②リース料の額	③ 1 年当たりの リース料の額 (②÷①)	加重平均した 耐 用 年 数 (④÷⑤)
C	耐用年数省令別表第 6 の機械装置	7年	104, 873, 619	14, 981, 945	10年
	耐用年数省令別表第 2 の その他の機械及び装置	17年	110, 262, 381	6, 486, 022	
	合計		④215, 136, 000	⑤21, 467, 967	

(別紙 9)

普通償却限度額の計算（本件 B）

平成 1 3 年 8 月期

建物	区分	設備の名称		工場棟	誘引送風機棟					計
		構造又は用途等		金属造のもの	鉄筋コンクリート造					
		細目		工場用・その他のもの	工場用・その他のもの					
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月					
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	328,336,911	102,012,554					430,349,465
		耐用年数	②	31年	38年					
		償却率	③	0.072	0.059					
		普通償却限度額 (①×③)	④	23,640,257	6,018,740					29,658,997
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	304,696,654	95,993,814					400,690,468
建物 附属設備	区分	設備の名称		電気設備	給排水・衛生設備	冷暖房・通風設備	消火・災害報知設備			計
		構造又は用途等		電気設備	給排水・衛生設備	冷暖房・通風設備	消火・災害報知設備			
		細目		その他のもの	－	その他のもの	－			
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月			
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	23,165,252	22,267,384	12,031,576	3,877,097			61,341,309
		耐用年数	②	15年	15年	15年	8年			
		償却率	③	0.142	0.142	0.142	0.25			
		普通償却限度額 (①×③)	④	3,289,465	3,161,968	1,708,483	969,274			9,129,190
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	19,875,787	19,105,416	10,323,093	2,907,823			52,212,119
構築物	区分	設備の名称		煙突	再燃焼室ビット					計
		構造又は用途等		金属造のもの	鉄筋コンクリート造					
		細目		煙突	その他のもの					
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月					
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	26,100,615	0					26,100,615
		耐用年数	②	10年	60年					
		償却率	③	0.206	0.038					
		普通償却限度額 (①×③)	④	5,376,726	0					5,376,726
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	20,723,889	0					20,723,889
機械 及び装置	区分	設備の名称		焼却設備その他	排ガス処理設備その他	蒸気タービン等	汚水噴霧ノズル等	その他の補助装置		計
		構造又は用途等		その他の機械装置	ばい煙処理用 減価償却資産	その他の機械装置	汚水処理用 減価償却資産	本件施設以外の機械 及び装置等		
		細目		金属製のもの	－	金属製のもの	－			
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月	平成9年9月～ 平成10年5月		
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	796,568,328	480,353,022	161,387,221	4,210,632	(55,294,676)	1,442,519,203	
		耐用年数	②	17年	7年	17年	7年	－		
		償却率	③	0.127	0.28	0.127	0.28	－		
		普通償却限度額 (①×③／2)	④	101,164,177	134,498,846	20,496,177	1,178,976	－	257,338,176	
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	695,404,151	345,854,176	140,891,044	3,031,656	－	1,185,181,027	
合計			期首の帳簿価額	①						1,960,310,592
			普通償却限度額	④						301,503,089
			期末現在の帳簿価額	⑤						1,658,807,503

(別紙 1 0)

普通償却限度額の計算（本件 B）

平成 1 4 年 8 月期

建物	区分	設備の名称		工場棟	誘引送風機棟			計
		構造又は用途等		金属造のもの	鉄筋コンクリート造			
		細目		工場用・その他のもの	工場用・その他のもの			
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月			
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	304,696,654	95,993,814			400,690,468
		耐用年数	②	31年	38年			
		償却率	③	0.072	0.059			
		普通償却限度額 (①×③)	④	21,938,159	5,663,635			27,601,794
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	282,758,495	90,330,179			373,088,674
建物 附属設備	区分	設備の名称		電気設備	給排水・衛生設備	冷暖房・通風設備	消火・災害報知設備	計
		構造又は用途等		電気設備	給排水・衛生設備	冷暖房・通風設備	消火・災害報知設備	
		細目		その他のもの	－	その他のもの	－	
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月	
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	19,875,787	19,105,416	10,323,093	2,907,823	52,212,119
		耐用年数	②	15年	15年	15年	8年	
		償却率	③	0.142	0.142	0.142	0.25	
		普通償却限度額 (①×③)	④	2,822,361	2,712,969	1,465,879	726,955	
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	17,053,426	16,392,447	8,857,214	2,180,868	
構築物	区分	設備の名称		煙突	再燃焼室ビット			計
		構造又は用途等		金属造のもの	鉄筋コンクリート造			
		細目		煙突	その他のもの			
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月			
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	20,723,889	0			20,723,889
		耐用年数	②	10年	60年			
		償却率	③	0.206	0.038			
		普通償却限度額 (①×③)	④	4,269,121	0			4,269,121
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	16,454,768	0			16,454,768
機械及び装置	区分	設備の名称		焼却設備その他	排ガス処理設備その他	蒸気タービン等	汚水噴霧ノズル等	計
		構造又は用途等		その他の機械装置	ばい煙処理用 減価償却資産	その他の機械装置	汚水処理用 減価償却資産	
		細目		金属製のもの	－	金属製のもの	－	
		事業の用に供した年月		平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月	平成10年3月	
	普通償却限度額	期首の帳簿価額	①	695,404,151	345,854,176	140,891,044	3,031,656	1,185,181,027
		耐用年数	②	17年	7年	17年	7年	
		償却率	③	0.127	0.28	0.127	0.28	
		普通償却限度額 (①×③)	④	88,316,327	96,839,169	17,893,162	848,863	
		期末現在の帳簿価額 (①－④)	⑤	607,087,824	249,015,007	122,997,882	2,182,793	
合計			期首の帳簿価額	①				1,658,807,503
			普通償却限度額	④				243,496,600
			期末現在の帳簿価額	⑤				1,415,310,903

(別紙 1 1)

普通償却限度額の計算（本件D）

平成 1 3 年 8 月期

機械及び装置	区分	設備の名称		再燃焼室等	燃焼ガス冷却設備等	計
		構造又は用途等		その他の機械装置	ばい煙処理用 減価償却資産	
		細目		金属製のもの	－	
		事業の用に供した年月		平成12年12月	平成12年12月	
	普通償却限度額等	取得価額	①	191, 235, 772円	160, 781, 156円	352, 016, 928円
		耐用年数	②	17年	7年	
		償却率	③	0. 127	0. 28	
		普通償却限度額 （①×③×9/12）	④	18, 215, 207円	33, 764, 042円	51, 979, 249円
		普通償却額	⑤	230, 000円	11, 740, 582円	11, 970, 582円
		損金の額に算入したリース料（⑦＋⑧）	⑥	18, 680, 540円	22, 023, 460円	40, 704, 000円
		I システム一式	⑦	13, 812, 000円	－	13, 812, 000円
		焼却炉設備一式	⑧	4, 868, 540円	22, 023, 460円	26, 892, 000円
		償却限度超過額 （⑤＋⑥－④）	⑨	695, 333円	0円	695, 333円
		期末現在の帳簿価額 （①－⑤－⑥）	⑩	172, 325, 232円	127, 017, 114円	299, 342, 346円

平成 1 4 年 8 月期

機械及び装置	区分	設備の名称		再燃焼室等	燃焼ガス冷却設備等	計
		構造又は用途等		その他の機械装置	ばい煙処理用 減価償却資産	
		細目		金属製のもの	－	
		事業の用に供した年月		平成12年12月	平成12年12月	
	普通償却限度額等	期首の帳簿価額	①	172, 325, 232円	127, 017, 114円	299, 342, 346円
		前期から繰り越した償却 限度超過額	②	695, 333円	0円	695, 333円
		耐用年数	③	17年	7年	
		償却率	④	0. 127	0. 28	
		普通償却限度額 （（①＋②）×④）	⑤	21, 973, 611円	35, 564, 791円	57, 538, 402円
		普通償却額	⑥	242, 267円	12, 366, 747円	12, 609, 014円
		損金の額に算入したリース料（⑧＋⑨）	⑦	26, 469, 956円	23, 198, 044円	49, 668, 000円
		I システム一式	⑧	13, 812, 000円	－	13, 812, 000円
		焼却炉設備一式	⑨	12, 657, 956円	23, 198, 044円	35, 856, 000円
		償却限度超過額 （⑥＋⑦－⑤）	⑩	4, 738, 612円	0円	4, 738, 612円
		期末現在の帳簿価額 （①－⑥－⑦）	⑪	145, 613, 009円	91, 452, 323円	237, 065, 332円